

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する
総合推進指針（案）

令和3年3月

芦屋市

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

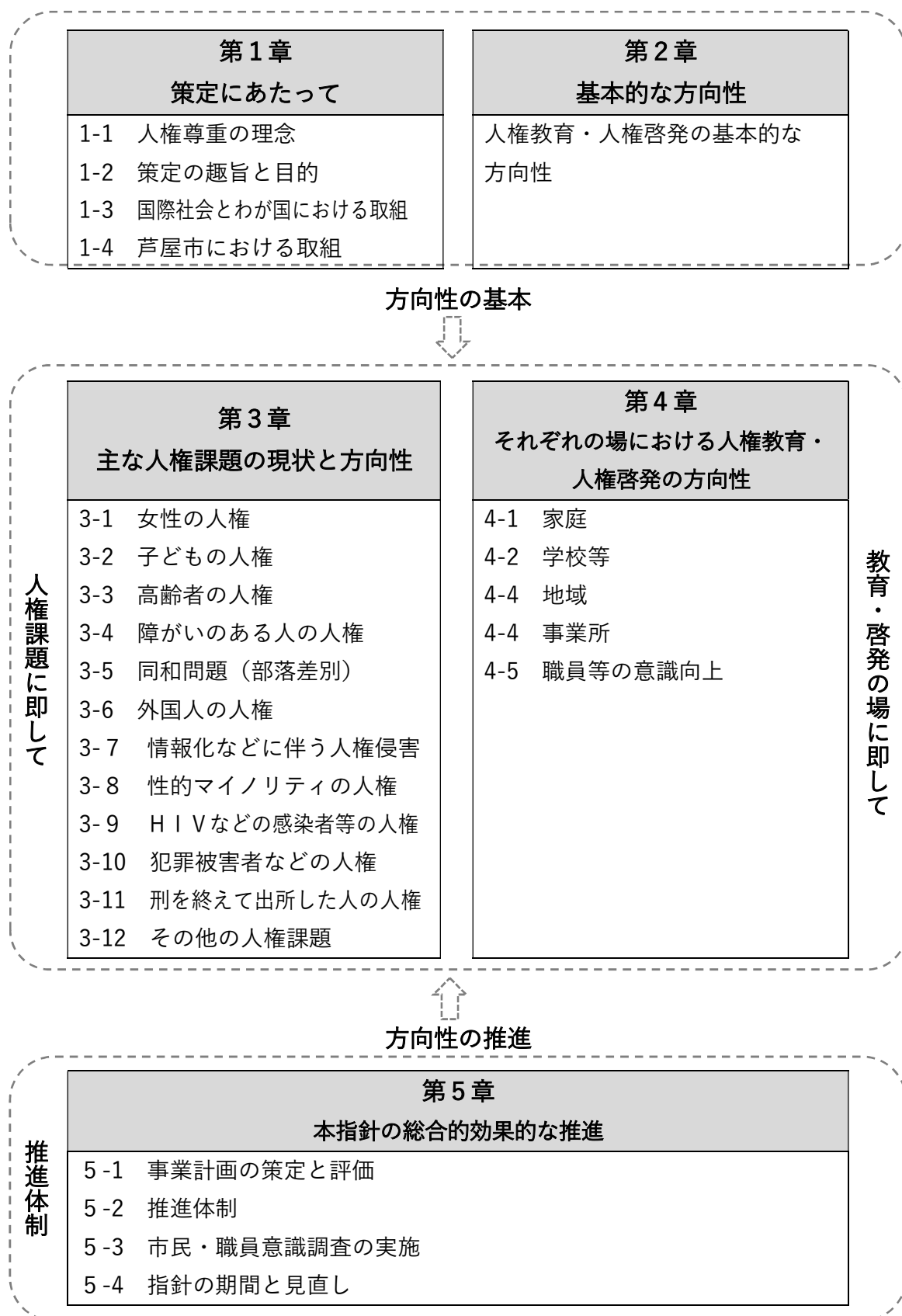
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

も く じ

指針の構成.....	1
第1章 策定にあたって.....	2
1-1 人権尊重の理念.....	2
1-2 策定の趣旨と目的.....	2
1-3 国際社会とわが国における取組.....	3
1-4 芦屋市における取組.....	7
(1) 市の取組.....	7
(2) 人権意識の状況と課題.....	7
第2章 基本的な方向性.....	12
人権教育・人権啓発のための基本的な方向性.....	12
(1) 人権教育・啓発の充実.....	12
(2) 相談・支援体制の確立.....	12
(3) 市民や関係機関等との連携強化.....	12
第3章 主な人権課題の現状と方向性.....	13
3-1 女性の人権.....	13
3-2 子どもの人権.....	17
3-3 高齢者の人権.....	21
3-4 障がいのある人の人権.....	25
3-5 同和問題（部落差別）.....	29
3-6 外国人の人権.....	33
3-7 情報化などに伴う人権侵害.....	37
3-8 性的マイノリティの人権.....	39
3-9 HIVなどの感染者等の人権.....	41
3-10 犯罪被害者などの人権.....	42
3-11 刑を終えて出所した人の人権.....	43
3-12 その他の人権課題.....	44
第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性.....	45
4-1 家庭.....	45
4-2 学校等.....	46
4-3 地域.....	47
4-4 事業所.....	48
4-5 職員等の意識向上.....	49
(1) 職員の意識向上.....	49
(2) 特定事業従事者の意識向上.....	52

第5章 本指針の総合的効果的な推進.....	53
5-1 事業計画の策定と評価.....	53
5-2 推進体制.....	53
5-3 市民・職員意識調査の実施.....	53
5-4 指針の期間と見直し.....	53
用語解説.....	54

指針の構成



第1章 策定にあたって

1-1 人権尊重の理念

人権は、人間らしく生きていくために不可欠で、すべての人が平等に、普遍的に（どこにいても、どんなときも）永久に持っている様々な権利です。また、わたしたち一人ひとりの生命や自由や平等を保障し、安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な様々な権利であり、他の人に譲り渡すことのできない、その人自身が持つ権利です。人は、人間として生きている限り、決して人権を失うことはありません。

人権とは、人間の尊厳に基づいて一人ひとりが持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。（ここまでの表記について検討中）

日本国憲法第11条においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされています。

このことから「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在である。」ということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。

そのためには、一人ひとりが、自分の権利にとどまらず他人の権利についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚するとともに、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方求められています。また、人権が侵害されている人々を保護し、支援する責任もあることをすべての人が認識する必要があります。

1-2 策定の趣旨と目的

わが国では、戦後、基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」に基づき、現在まで人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかし、依然として生命・身体の安全に関わる事象や社会的身分、国籍、民族、性別、障がい等による不当な差別その他の人権侵害が起こっています。

すべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願いを込め、21世紀は「人権の世紀」と言われており、グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、人権を尊重し異なる社会や文化の多様性を認め合うことがあらゆる行動の基準となることが期待されています。

そして今、国連は平成27（2015）年に「持続可能な開発目標」（SDGs）として17の目標を定め、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指す普遍的な行動を呼びかけています。SDGsの達成は人権の尊重を基本としており、達成のための具体的な実施手段を定めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にはすべての人が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保する決意が述べられています。

人権尊重社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのためには人権教育・人権啓発が大変重要です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

また、「人権教育・人権啓発に関する基本計画」では、「人権の意義や重要性が知識として確実に身につく、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。」と指摘しています。

本市では、「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」（平成 14（2002）年）を策定し、平成 23（2011）年と平成 28（2016）年の改訂を経て、本市の現状に即したさらなる人権教育・人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進のため「第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。本指針に基づき、施策・事業の一体的・総合的な推進を図ります。

1 - 3 国際社会とわが国における取組

世界は 20 世紀に二度の大戦を経験し、その反省の上に立ち、国際連合（国連）は、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」（昭和 23（1948）年）を採択し、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、国際人権規約が採択された。

その後も個別の人権を保障するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（昭和 40（1965）年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和 54（1979）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元（1989）年）などを採択し世界における人権の推進に取り組んできました。

わが国でも、「女子差別撤廃条約」の批准に続く、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行（昭和 61（1986）年）、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行（平成 12（2000）年）など国内法の整備やこれに基づく計画の策定、施策の推進に取り組んできました。

人権教育については、国連において「人権教育のための国連 10 年」（平成 7（1995）年）がスタートし、これに基づく「人権教育のための世界計画」の第 1 フェーズ（平成 17（2005）年～平成 21（2009）年）では、「初等・中等教育における人権教育の推進」、第 2 フェーズ（平成 22（2010）年～平成 26（2014）年）では「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」、第 3 フェーズ（平成 27（2015）年～平成 31（2019）年）では「これまでの取組の強化とメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進」、第 4 フェーズ（令和 2 年（2020）年～令和 6 年（2024）年）では「青少年のための人権教育」を策定しています。

わが国では、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」（平成 9（1997）年）、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14（2002）年）を策定し、その後「人権教育の指導方法の在り方について」を 3 次にわたって報告するなど、教育・啓発を通じた人権課題の解決と人権推進に取り組んできました。

個別の人権課題に対応した近年の主な動きをみると、女性の人権については「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」改正（平成 28（2016）年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」施行（令和元（2019）年）による職場におけるハラスメント対策の強化など女性の人権保護と職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備が推進されています。

子どもの人権については、平成 29（2017）年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行され、不登校児童生徒の支援や多様な学びの機会の確保が推進されています。また、同年に「子どもの性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」、平成 31（2019）年 3 月に閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定、令和元（2019）年 11 月に「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定など、子どもの命や暮らし、学びを守り一人の人間として最大限に尊重するための法整備が進んでいます。

高齢者及び障がいのある人の人権については「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施行（平成 28（2016）年）により、人権・財産の保護や社会参加を支援する制度として成年後見制度*（平成 12（2000）年開始）の利用促進が図られています。また、障がいのある人の人権については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行（平成 28（2016）年）され、障がいのある人への不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供により共生社会の実現が目指されています。

わが国固有の人権問題としての同和問題（部落差別）については、平成 14（2002）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになり、平成 28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

その他にも「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の施行（平成 28 年（2016）年）、「アイヌ民族支援法」（平成 31（2019）年）の成立など、様々な分野で法整備が進んでいます。

	国際社会	国
昭和 23 (1948) 年	・世界人権宣言採択	
昭和 40 (1965) 年	・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）採択	
昭和 44 (1969) 年		・同和対策事業特別措置法施行
昭和 45 (1970) 年		・障害者基本法施行
昭和 54 (1979) 年	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）採択	
昭和 61 (1986) 年		・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）施行
平成元 (1989) 年	・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）採択	
平成 7 (1995) 年	・人権教育のための国連 10 年開始	
平成 9 (1997) 年		・「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画 ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）施行
平成 11 (1999) 年		・男女共同参画社会基本法施行
平成 12 (2000) 年		・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行
平成 14 (2002) 年		・人権教育・啓発に関する基本計画 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）施行
平成 16 (2004) 年		・犯罪被害者等基本法施行
平成 17 (2005) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 1 フェーズ開始	
平成 18 (2006) 年	・	・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行
平成 21 (2009) 年	・	・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）施行
平成 22 (2010) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 2 フェーズ開始	
平成 25 (2013) 年		・いじめ防止対策推進法施行 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行
平成 26 (2014) 年		・子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・子どもの貧困対策に関する大綱 ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）施行
平成 27 (2015) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 3 フェーズ開始	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行

	国際社会	国
平成 28 (2016) 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）改正 ・成年後見制度の利用促進に関する法律施行 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行 ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）施行
平成 29 (2017) 年		<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）施行 ・子どもの性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）策定
令和元 (2019) 年		<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ民族支援法成立 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律施行 ・再犯の防止等の推進に関する法律 ・関係閣僚における「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定 ・子供の貧困対策に関する大綱改定 ・認知症施策推進大綱 ・改正障害者雇用促進法施行
令和 2 年 (2020 年)	・「人権教育のための世界計画」の第 4 フェーズ開始	・改正児童虐待防止法施行

世界人権宣言（仮訳文、抜粋）

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

1-4 芦屋市における取組

(1) 市の取組

「第5次芦屋市総合計画」では、令和12(2030)年度における芦屋市の将来像を「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」とし、この将来像の実現のための基本方針を「未来の創造～持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン」と定めています。そして、この基本方針を構成する視点の一つである「暮らしやすさ～地域に包まれ安らぎを感じる暮らし」は、子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン*を取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めることを示しています。

本市では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題(部落差別)、外国人等の様々な人権課題に対応した施策を推進してきました。平成28(2016)年に改定した「第3次総合推進指針」では、新たに主な人権課題に、「犯罪被害者などの人権」、「刑を終えて出所した人の人権」、「性的少数者の人権」を加え、これまであまり目を向けられてこなかった人々の人権課題についても、市民の意識啓発と具体的取組を進めました。

また、平成28(2016)年に「犯罪被害者等支援条例」、平成29(2017)年に「芦屋市こころがつながる手話言語条例」、令和2(2020)年に「障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまち条例」を制定するなど、個々の人権課題についても取組を進めています。

(2) 人権意識の状況と課題

本指針の策定にあたり、令和元(2019)年度に「芦屋市人権についての市民意識調査」を実施し、調査結果を基に市民の人権意識の現状と課題を整理しました。

「芦屋市人権についての市民意識調査」の概要

【調査方法】

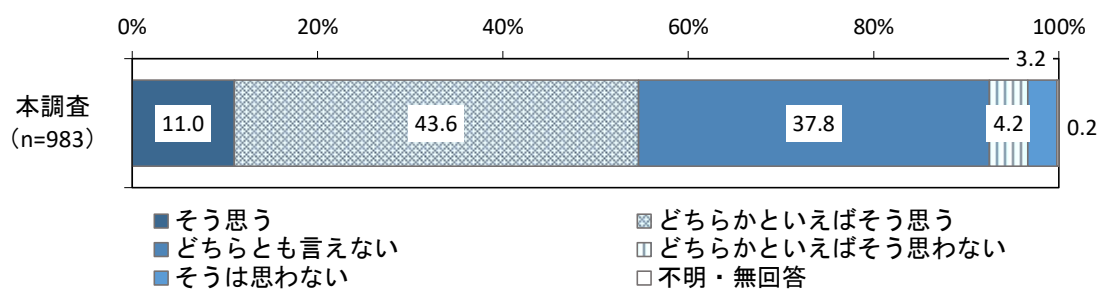
- ・調査地域：芦屋市全域
- ・調査対象：満16歳以上の市民2,500人(外国人住民50人を含む)
- ・抽出方法：令和元(2019)年8月9日現在の住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収又はインターネット回答方式
- ・調査期間：令和元年8月28日から令和元年9月20日まで

【回収状況】

配布数 (A)	不到達数 (B)	有効回収数※ (C)	有効回収率 (C/(A-B))
2,500	7	983	39.4%

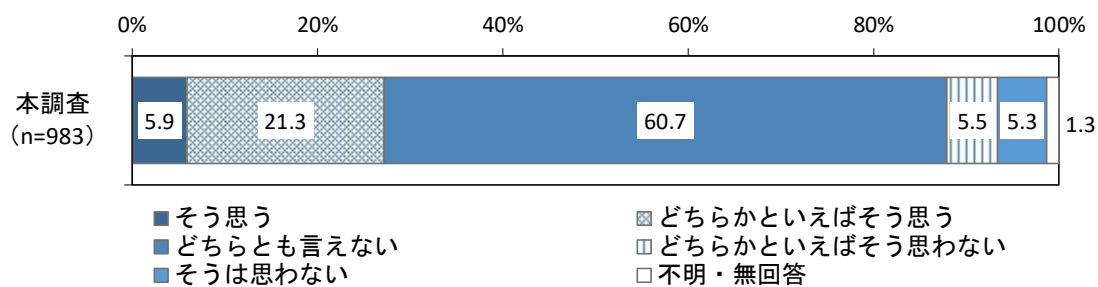
※有効回答数のうち、インターネットによるもの131件、調査票によるもの852件(インターネット回答率13.3%)。

芦屋市は人権が尊重されているか



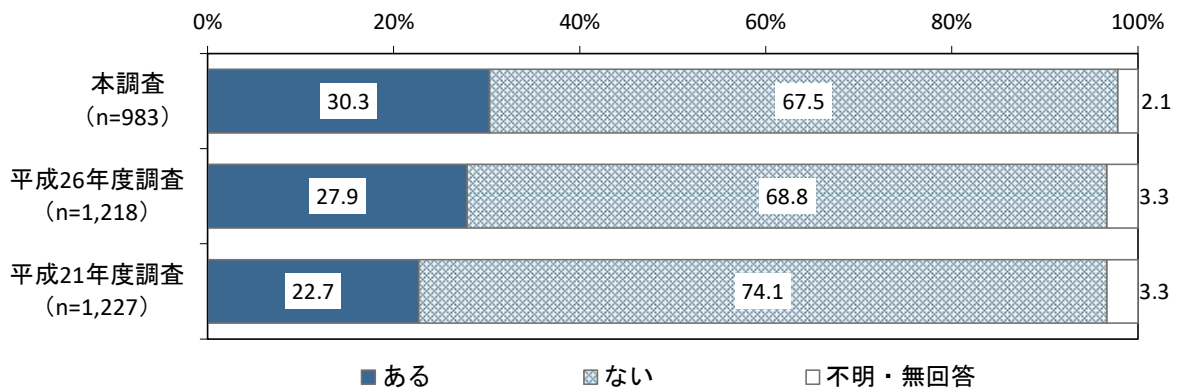
芦屋市は人権が尊重されているかについては、「どちらかといえばそう思う」が43.6%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が37.8%、「そう思う」が11.0%と続いており、54.6%の人が『そう思う』と回答しています。

芦屋市民の人権意識は高くなっているか

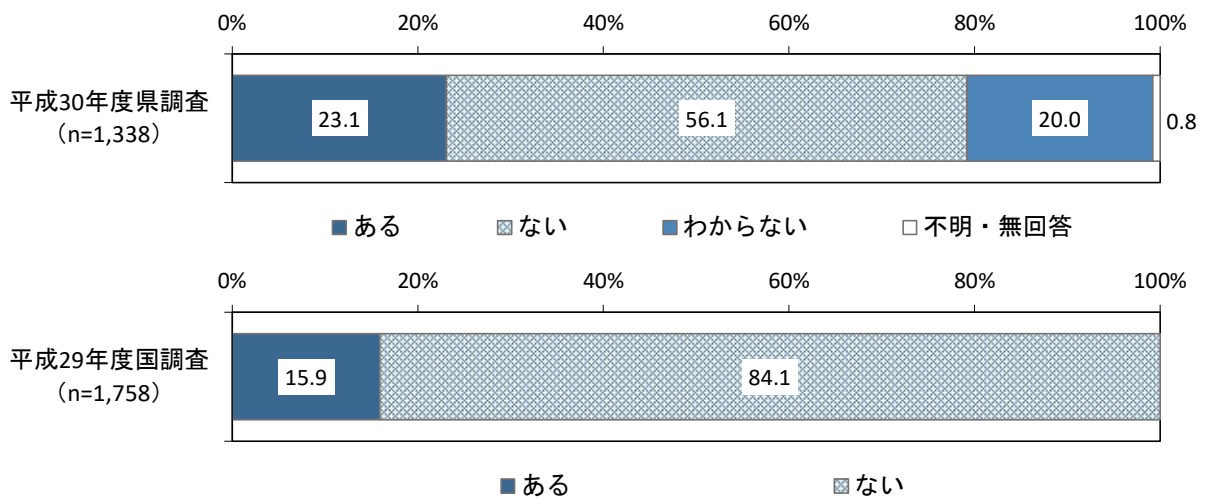


芦屋市民の人権意識は高くなっているかについては、「どちらとも言えない」が60.7%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が21.3%、「そう思う」が5.9%と続いており、27.2%の人が『そう思う』と回答しています。

人権を侵害された経験

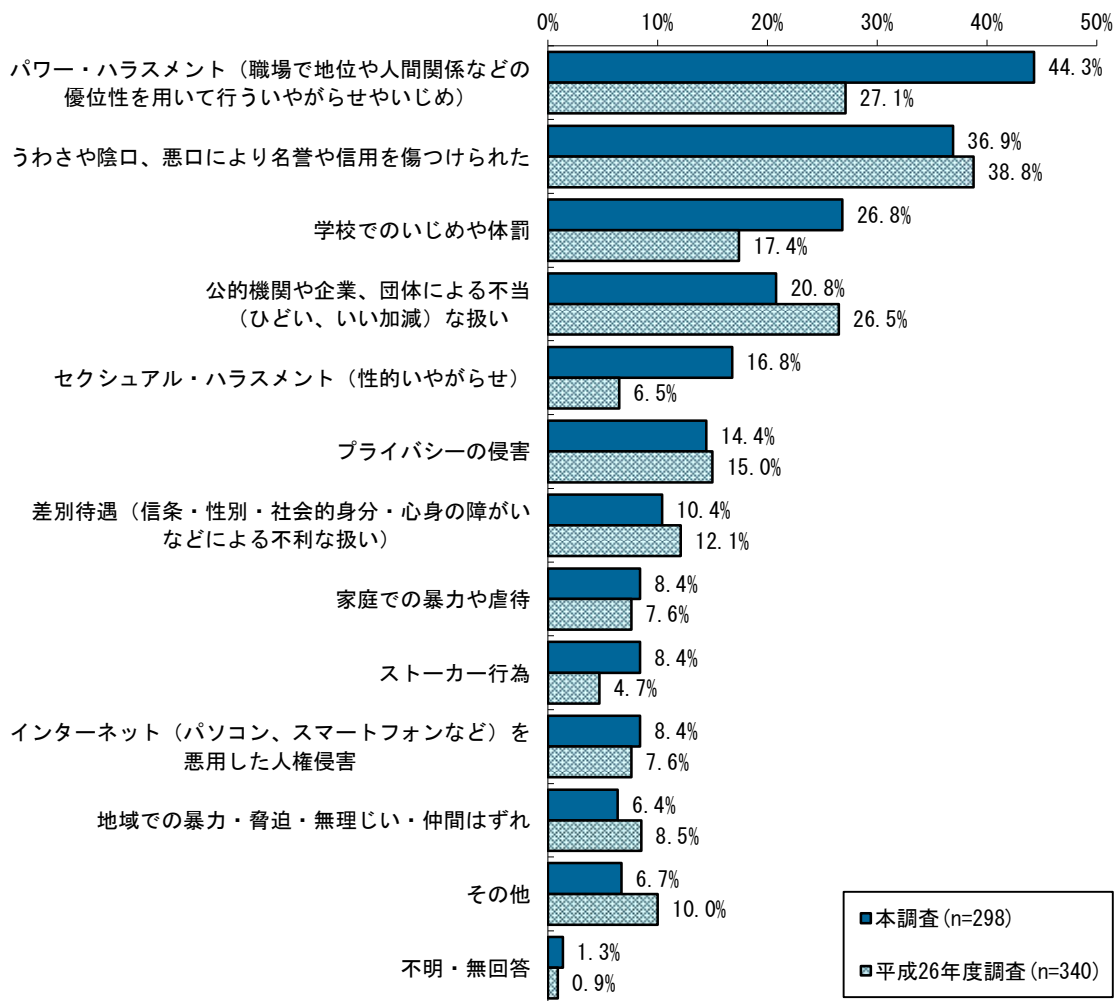


人権を侵害された経験 他調査結果



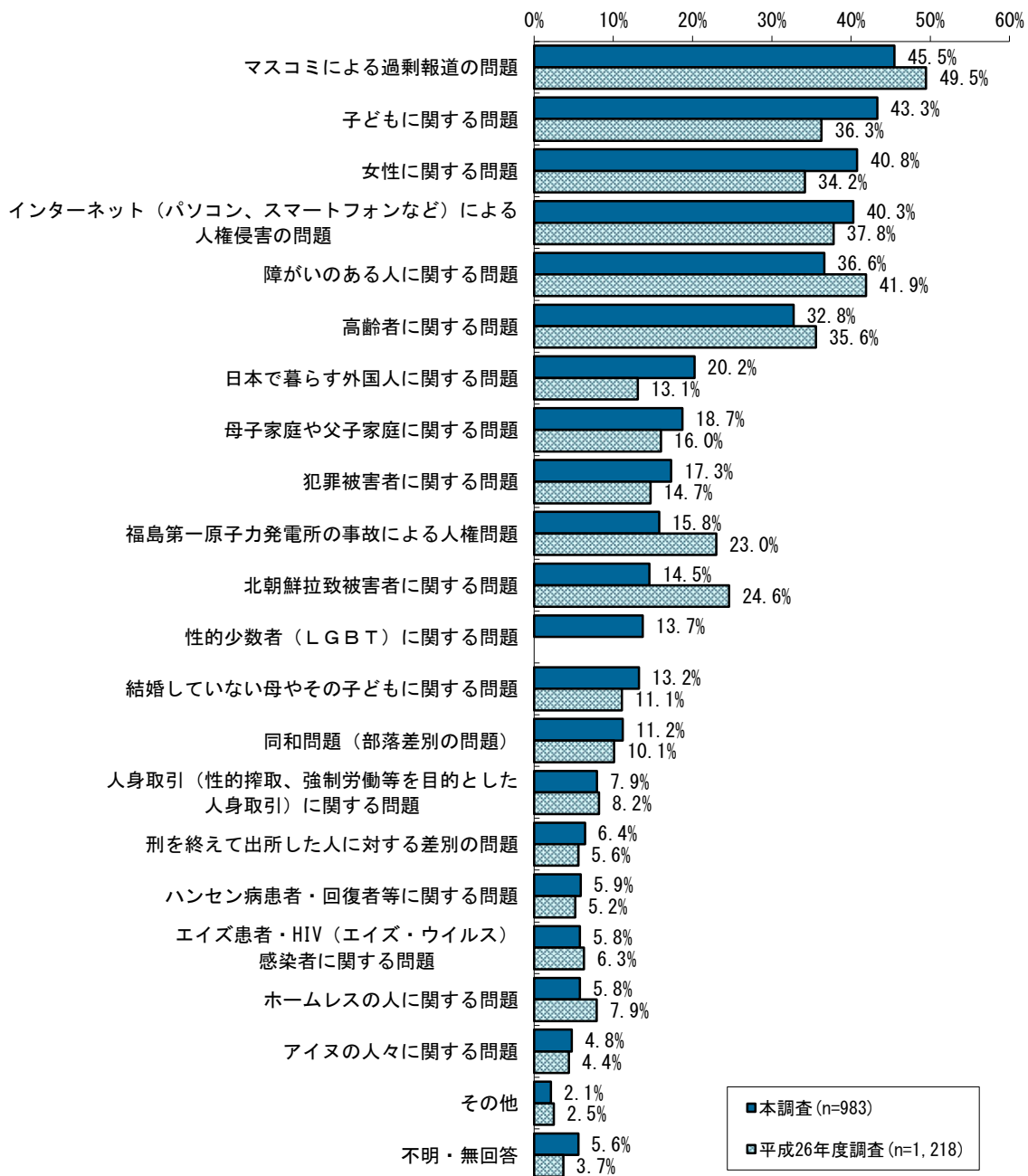
人権を侵害された経験については、「ない」が67.5%、「ある」が30.3%となっており、平成29年度国調査よりも「ある」の割合が高くなっています。

受けた人権侵害の内容



受けた人権侵害の内容については、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」（41.3%）、「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」（36.9%）、「学校でのいじめや体罰」（26.8%）の順で割合が高く、平成26年度調査と比較すると、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」が最も増加した項目となっています。

関心のある人権課題



関心のある人権課題については、「マスコミによる過剰報道の問題」（45.5%）、「子どもに関する問題」（43.3%）、「女性に関する問題」（40.8%）の順で割合が高くなっており、「マスコミによる過剰報道の問題」が平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

第2章 基本的な方向性

人権教育・人権啓発のための基本的な方向性

(1) 人権教育・啓発の充実

- 学校教育や社会教育を通して、乳幼児から高齢者まで発達段階に応じた人権教育・人権啓発活動を推進し、すべての人びとの人権尊重の精神を育てます。
- 乳幼児期の人権尊重の意識が「芽生え」「育まれる」取組や児童・生徒に対する「自立心」や「自尊感情」「責任感」を培う取組、高齢者に対する「自己実現」と「尊厳」を尊重する取組を推進します。
- 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識を育てます。
- 外国人や高齢者、障がいのある人など共に生きる様々な人々への理解を深め、助け合いながら生きていく心や態度を育みます。
- 日常生活や社会生活において人権尊重の文化が行動に結びついていくように、家庭や地域、職場などあらゆる場での教育、啓発を進めます。
- 様々な広報媒体を活用するとともに、啓発強調期間など、様々な機会をとらえた啓発を進めます。
- 人権に関する様々な意見や考え方について、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保に取り組みます。
- すべての職員は、研修等を通じて豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務に取り組みます。

(2) 相談・支援体制の確立

- 人権問題について市民が容易に相談できるよう相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- 相談内容の多様化に対応するため相談に携わる職員の対応力の向上を図ります。

(3) 市民や関係機関等との連携強化

- 人権に関わる機関・団体や人権擁護委員などと情報共有や連携強化を図り、人権教育・人権啓発活動に取り組みます。
- 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」や個別の人権課題に関わる審議会等の意見や助言を人権教育・人権啓発施策に反映します。
- NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民がそれぞれの自発的に展開する人権尊重のための活動を行政が支援・協力し、人権尊重の理念の全市的な広がりを進めます。

第3章 主な人権課題の現状と方向性

3-1 女性の人権

【現状と課題】

日本国憲法には、男女の平等がうたわれており、昭和54（1979）年に国連で「女子差別撤廃条約」が採択されたことを契機に、国内でも昭和61（1986）年に「男女雇用機会均等法」が、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、様々な取組が進められてきました。

しかし、市民意識調査でも見られるように、いまだ家事・育児・介護の主な担い手は女性、主たる稼ぎ手は男性といった固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、また、様々な社会制度・慣行が、男女が共に社会のあらゆる分野で活躍できる社会の実現を阻害する要因となっています。また、性犯罪や性暴力、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害ですが、被害者の多くは女性であり、その背景には女性に対する差別意識や偏見が存在しています。

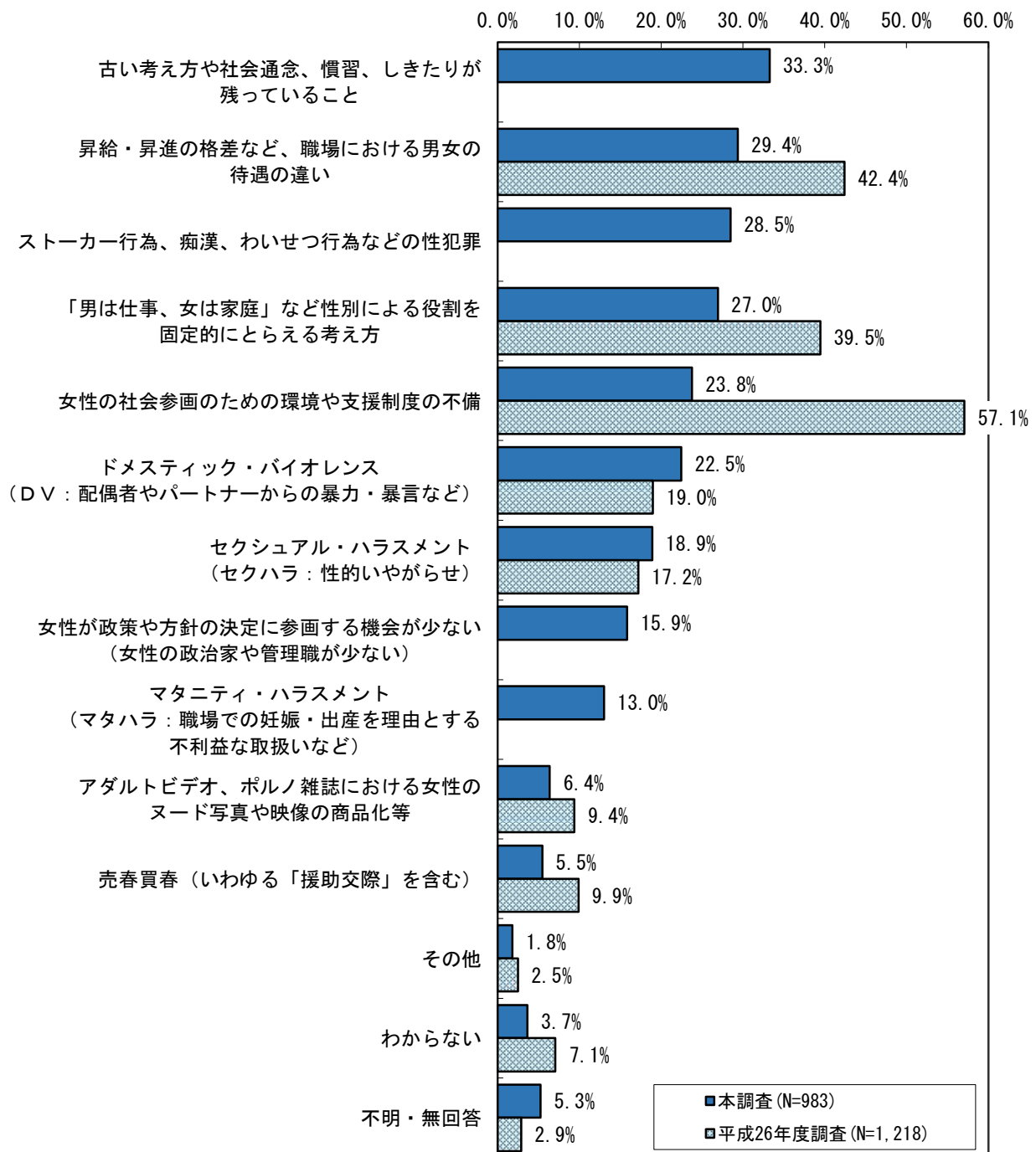
男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であるという認識を広めることが大切です。

本市では、「第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（DV対策基本計画）」に基づき、男女共同参画社会及び女性活躍推進に向けた意識改革に取り組むとともに、DV*や若年層を対象としてデートDV*などの予防啓発を進めてきました。

【市民意識調査の結果】

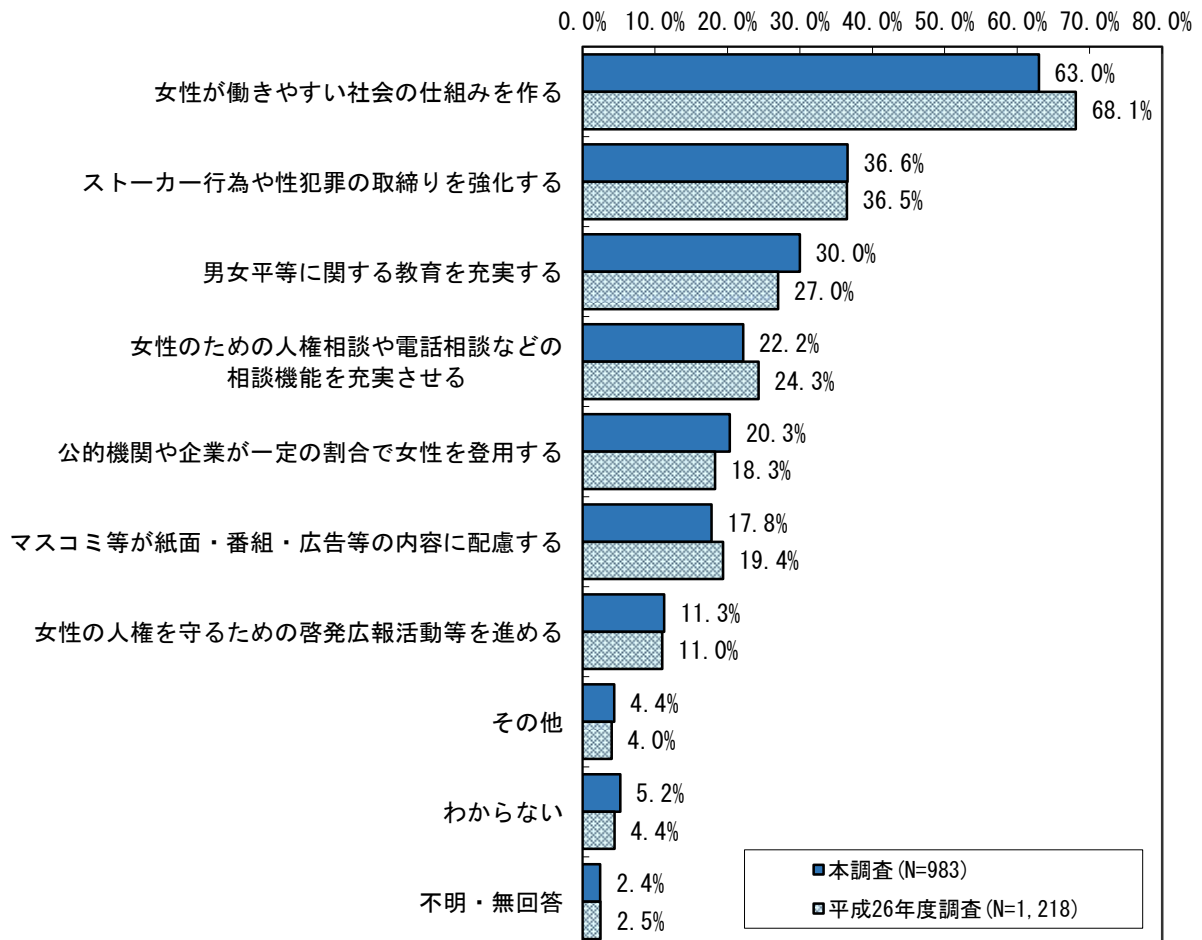
女性の人権に関する問題点は、「古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」（33.3%）、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」（29.4%）、「ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪」（28.5%）の順に割合が高くなっています。

女性の人権に関する問題点



女性の人権を守るために特に必要なことは、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」(63.0%)、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」(36.6%)、「男女平等に関する教育を充実する」(30.0%)の順に前回と同様割合が高くなっています。

女性の人権を守るために特に必要なこと



【第4次指針の方向性】

- 講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。
- 性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実に努めます。
- 広く市民にワーク・ライフ・バランス^{*}の考え方を普及させるとともに、男女がともに育児や家事、介護等を担うための啓発を行います。
- 性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発活動を進めます。
- 芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）の周知を進めます。

【関連する条例・計画等】

- ・男女共同参画推進条例（平成21年度～）
- ・第4次芦屋市男女共同参画行動計画（ウィザス・プラン）（平成30年度～令和4年度）
- ・第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（平成30年度～令和4年度）

3-2 子どもの人権

【現状と課題】

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」には、子どもの権利として「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が示されています。

わが国では、平成6（1994）年に同条約を批准し、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるとの認識のもと、平成28（2016）年には、すべての子どもは、この条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があることが「児童福祉法」に明記されました。

核家族化や少子化など家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安など様々な要因が重なって起こる子どもの虐待に関する報告は後を絶たず、平成12（2000）年に施行した「児童虐待防止法」は、令和2（2020）年4月から、親による子どもへの体罰を禁じた改正児童虐待防止法として施行しています。

さらに貧困による格差の広がりは、子どもの教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼしていることから、平成25（2013）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26（2014）年には「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められました。

子どもの学校生活の面では、いじめをめぐる問題が全国で深刻化したことから、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

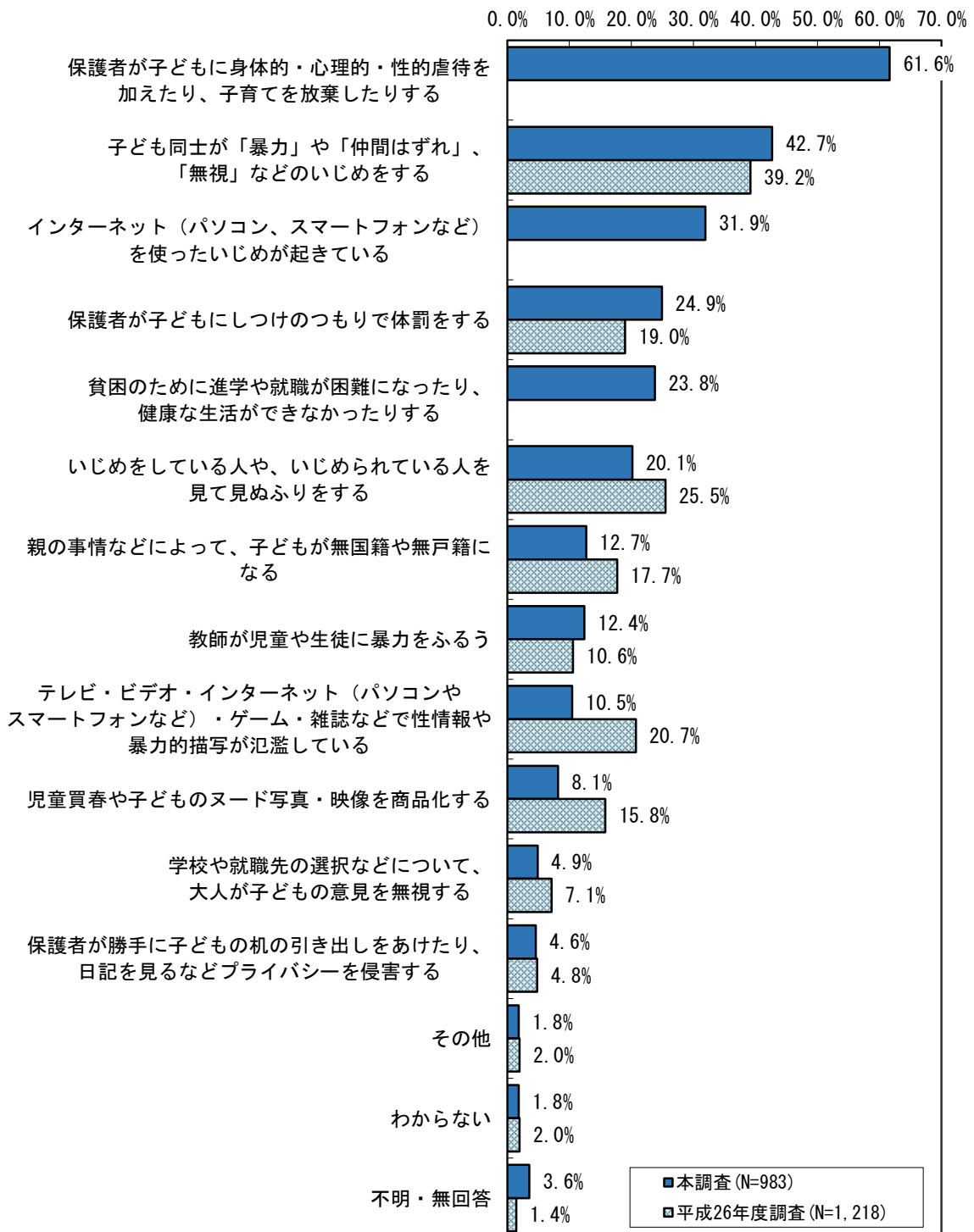
本市では、「芦屋市いじめ防止基本方針」（平成30（2018）年改定）に基づきいじめの早期発見・早期対応に取り組んでいます。

また、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」」（令和2（2020）年）、「第2期芦屋市子ども・若者計画」（令和2（2020）年）を策定し、すべての子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子育て支援施策を推進しています。子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、心理的虐待やネグレクトにつながるヤングケアラー*問題、SNSの利用に伴う子ども同士のいじめや性被害の深刻化等の新たな問題が表面化している現状からも、今後、一層子どもの権利が守られるよう取組を進めていく必要があります。

【市民意識調査の結果】

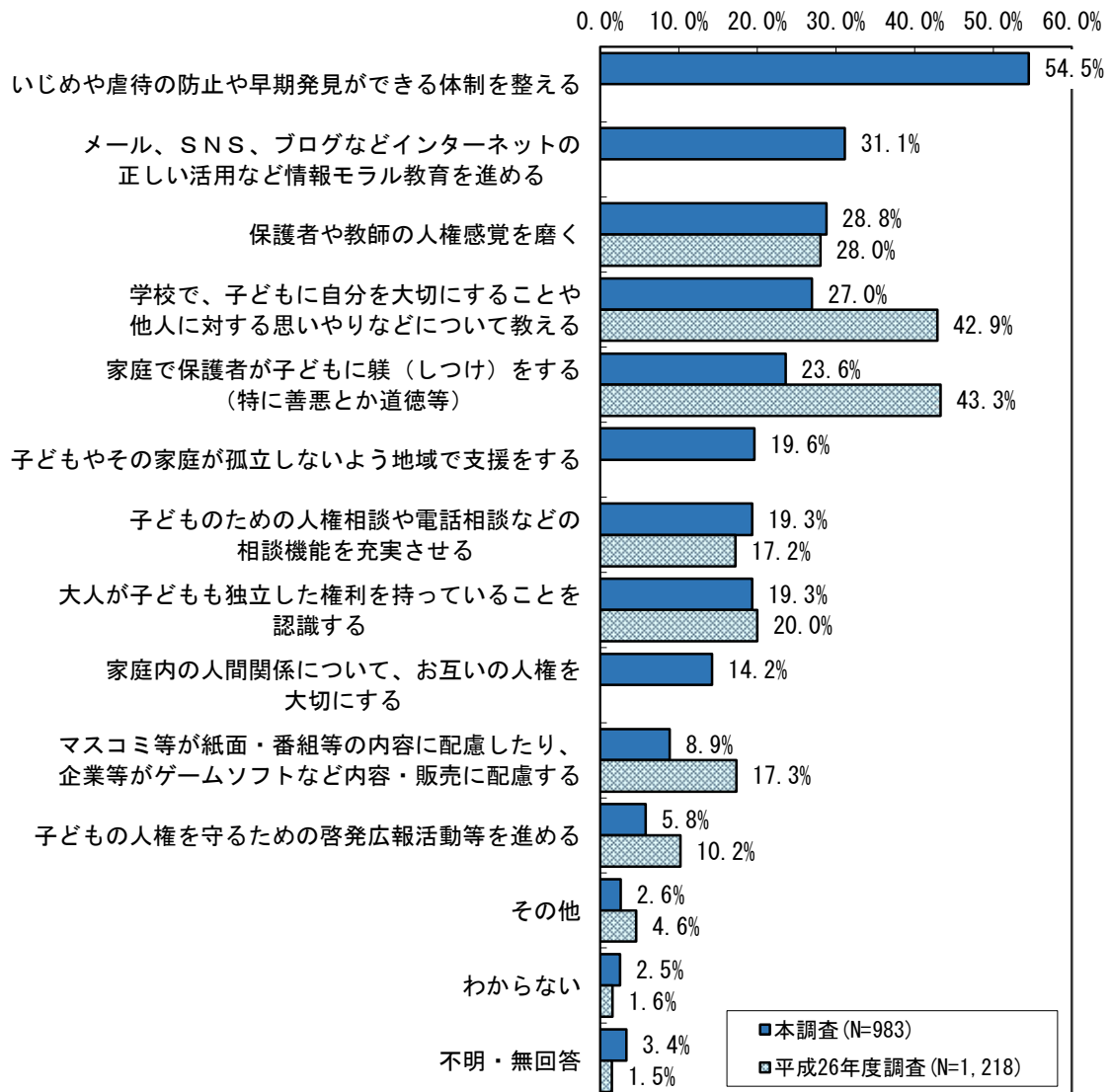
子どもの人権に関する問題点は、「保護者が子どもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」(61.6%)、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」(42.7%)、「インターネット(パソコン, スマートフォンなど)を使ったいじめが起きている」(31.9)の順に割合が高くなっています。

子どもの人権に関する問題点



子どもの人権を守るために特に必要なことは、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」(54.5%)、「メール、SNS、ブログなどインターネットの正しい活用など情報モラル教育を進める」(31.1%)、「保護者や教師の人権感覚を磨く」の順に割合が高くなっています。

子どもの人権を守るために特に必要なこと



【第4次指針の方向性】

- 「子どもの権利条約」の理念の実現に向けて周知・啓発を進めます。
- 子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。
- 子どもたち自身が、いじめや人権問題について主体的に考え、議論する機会を設けます。
- 「芦屋市いじめ防止基本方針」などにに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。
- 「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。
- 「子ども家庭総合支援室」において家庭児童相談室の機能を包括し、「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図ります。
- 子育ての孤立化を防ぐため、子育てを地域社会で支援することの大切さについて意識の醸成を図ります。
- 保護者や青少年愛護委員などと連携し、子どもたちが自ら命を守り、安全を確保するため、教育・啓発を進めます。

【関連する条例・計画等】

- ・第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2年度～令和6年度）
- ・第2期子ども・若者計画（令和2年度～令和6年度）
- ・いじめ防止基本方針（平成30年改定）
- ・第3期教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）

3-3 高齢者の人権

【現状と課題】

令和2（2020）年の本市の高齢者人口は28,249人（推計）であり、総人口の29.9%にあたります。2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、本市の高齢者人口は33.7%に達する見込みです。更なる高齢者人口の増加を見据え、全国の市町村で2025年を目標に地域包括ケアシステムの整備を進めており、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現を目指しています。

本市では、「芦屋すこやか長寿プラン21」を策定し、『高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進など総合的な高齢者施策を実施しています。

また、国は令和元（2019）年に「認知症施策推進大綱」を定め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を目指し「共生」と「予防」を両輪とする施策を推進しています。

本市では、平成28（2016）年に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方や認知症の疑いのある方、そのご家族に対し支援を行うとともに、子どもも含め認知症に対する正しい理解の促進に努めています。

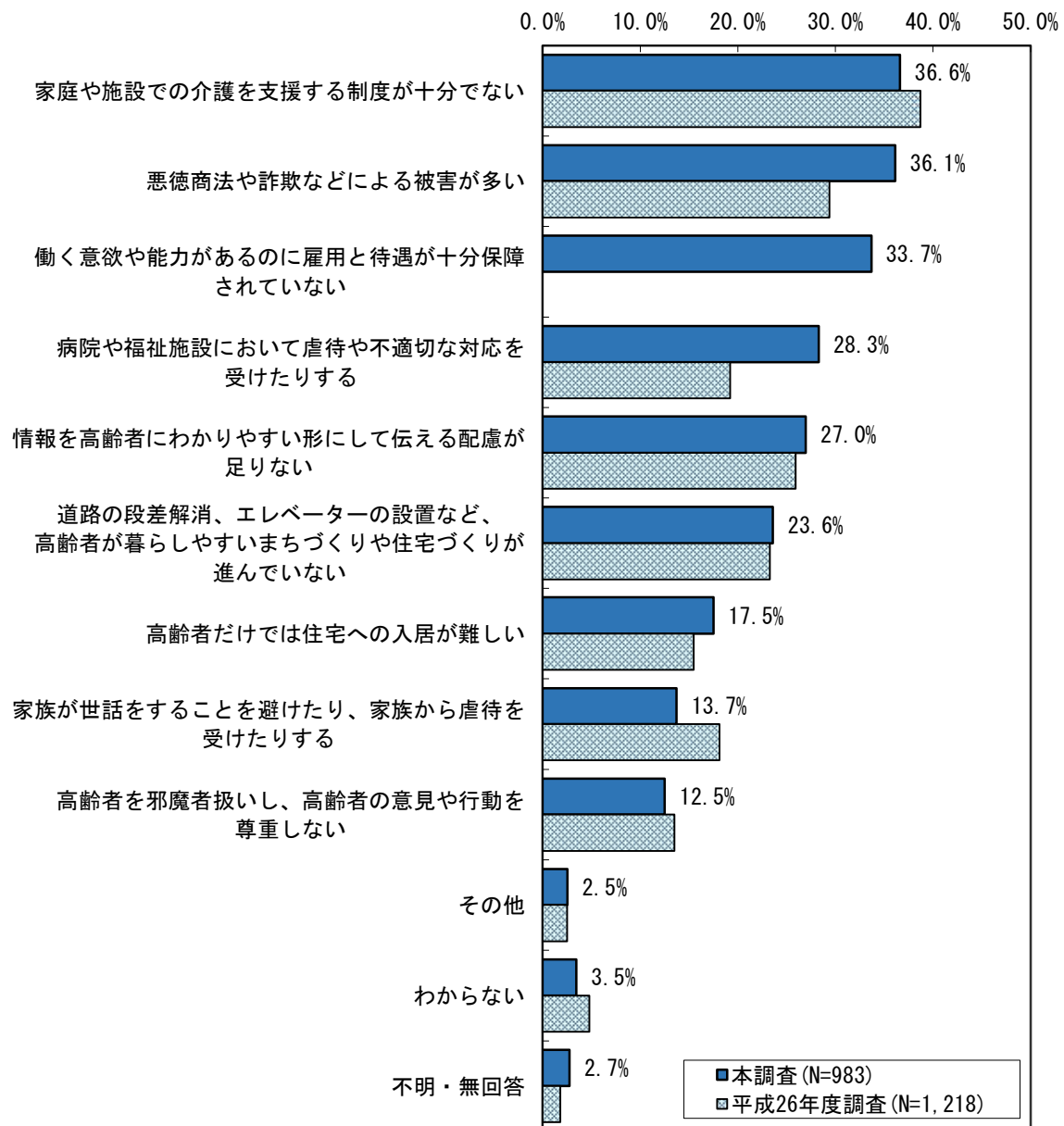
このように、様々な施策の推進により高齢者福祉の増進が図られている一方で、高齢者に対する悪徳商法や詐欺の被害、養護者からの虐待の問題、また、働きたいという意欲に反して、高齢であることを理由に就労や社会参加の機会が奪われるなどの問題が生じています。

これらの問題解決のためには、様々な具体的取組の実施とともに、高齢者が豊かに生きる権利や尊厳が重んじられる社会の重要性について、広く市民に意識啓発をしていくことが必要です。

【市民意識調査の結果】

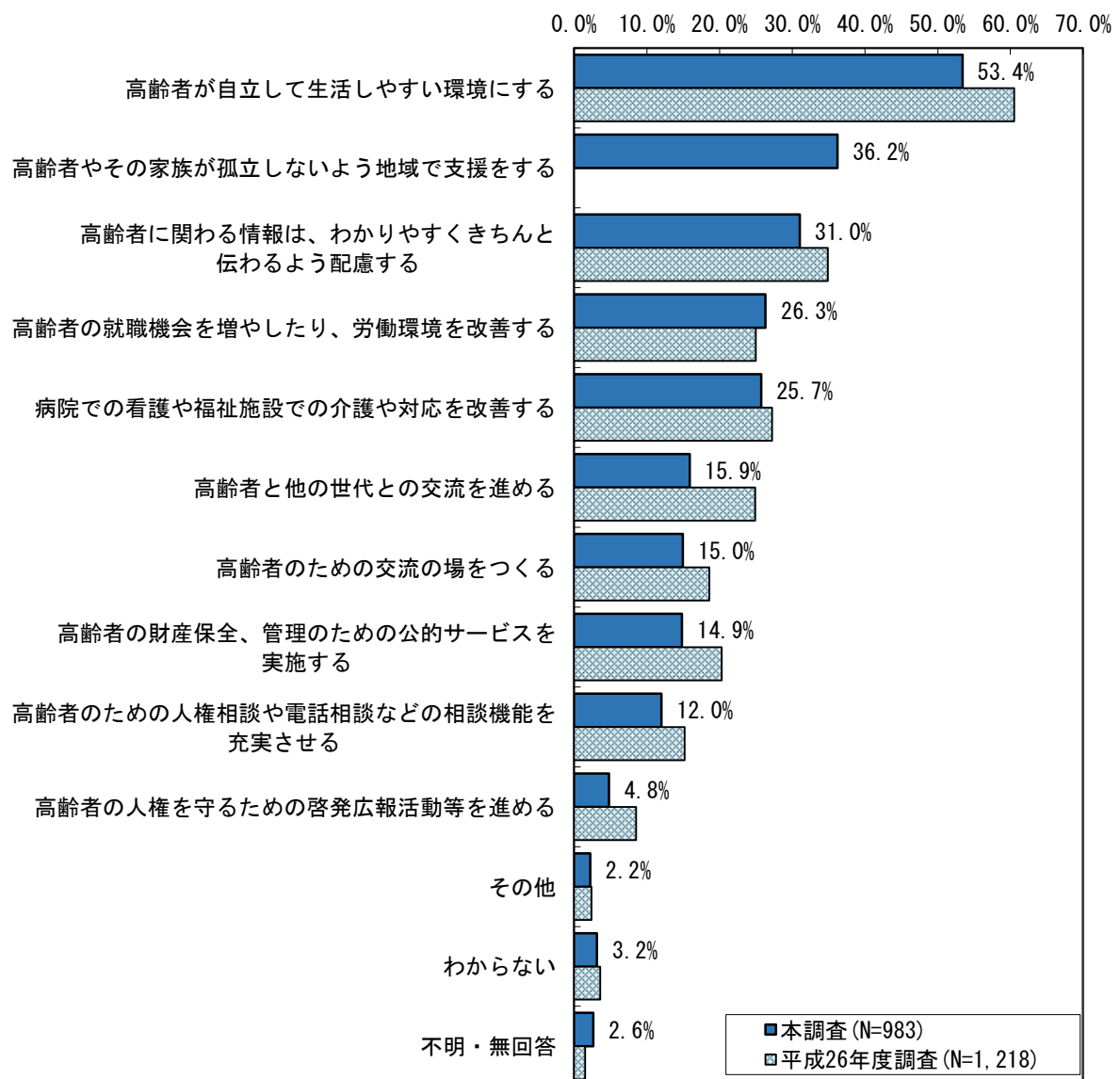
高齢者の人権に関する問題点は、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」(36.6%)、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」(36.1%)、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」(33.7%)の順に割合が高くなっています。

高齢者の人権に関する問題点



高齢者の人権を守るために特に必要なことは「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」(53.4%)、「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」(36.2%)、「高齢者に関わる情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」(31.0%)の順に割合が高くなっています。

高齢者の人権を守るために特に必要なこと



【第4次指針の方向性】

- 関係機関との連携を密にし、虐待や詐欺などの権利侵害の早期発見や、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターの相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。
- 高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。
- 認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。
- 高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。

【関連する条例・計画等】

- ・第3次地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）
- ・第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3年度～令和5年度）
- ・交通バリアフリー基本構想（平成19年度～）

3-4 障がいのある人の人権

【現状と課題】

障害者基本法（平成 5（1993）年）では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現をうたっています。この法の趣旨にのっとり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（平成 24（2012）年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の成立（平成 25（2013）年）及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正（平成 25（2013）年）など法整備が行われ、障がい者の社会参加や自立支援の促進が図られてきました。

本市においても、「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」の実現を目指し、障がい福祉に関する様々な施策を進めてきました。

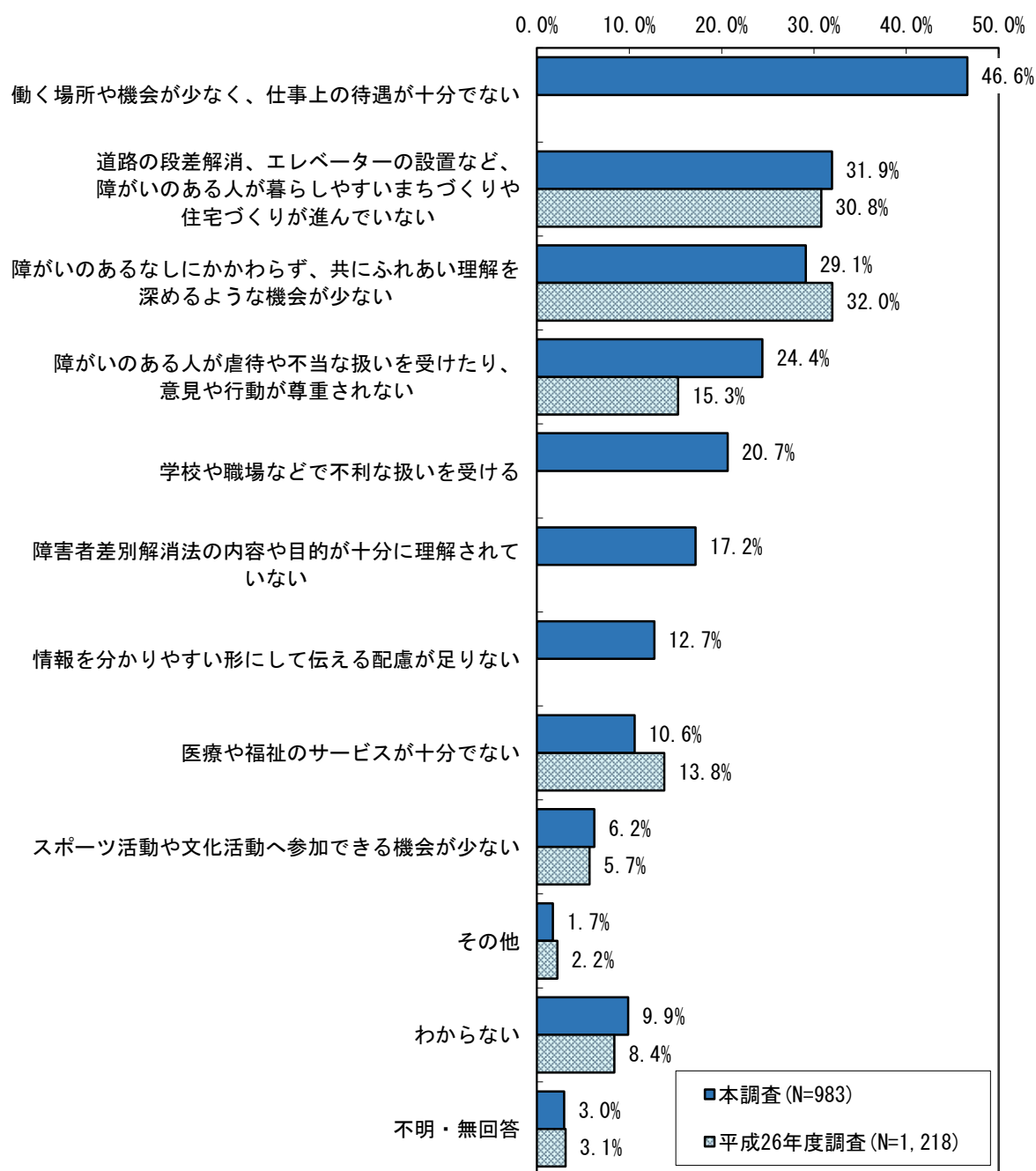
しかし、今なお日常生活や社会生活を営む上で、障がいへの理解の不足や社会おける様々な障壁が存在し、障がいのある人が、生活のしづらさや不安を抱えている現状があります。

これを解消し、お互いの人格と個性を尊重し合う、差別のない共生社会を実現するため、令和 2（2020）年 9 月に「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を制定しました。

【市民意識調査の結果】

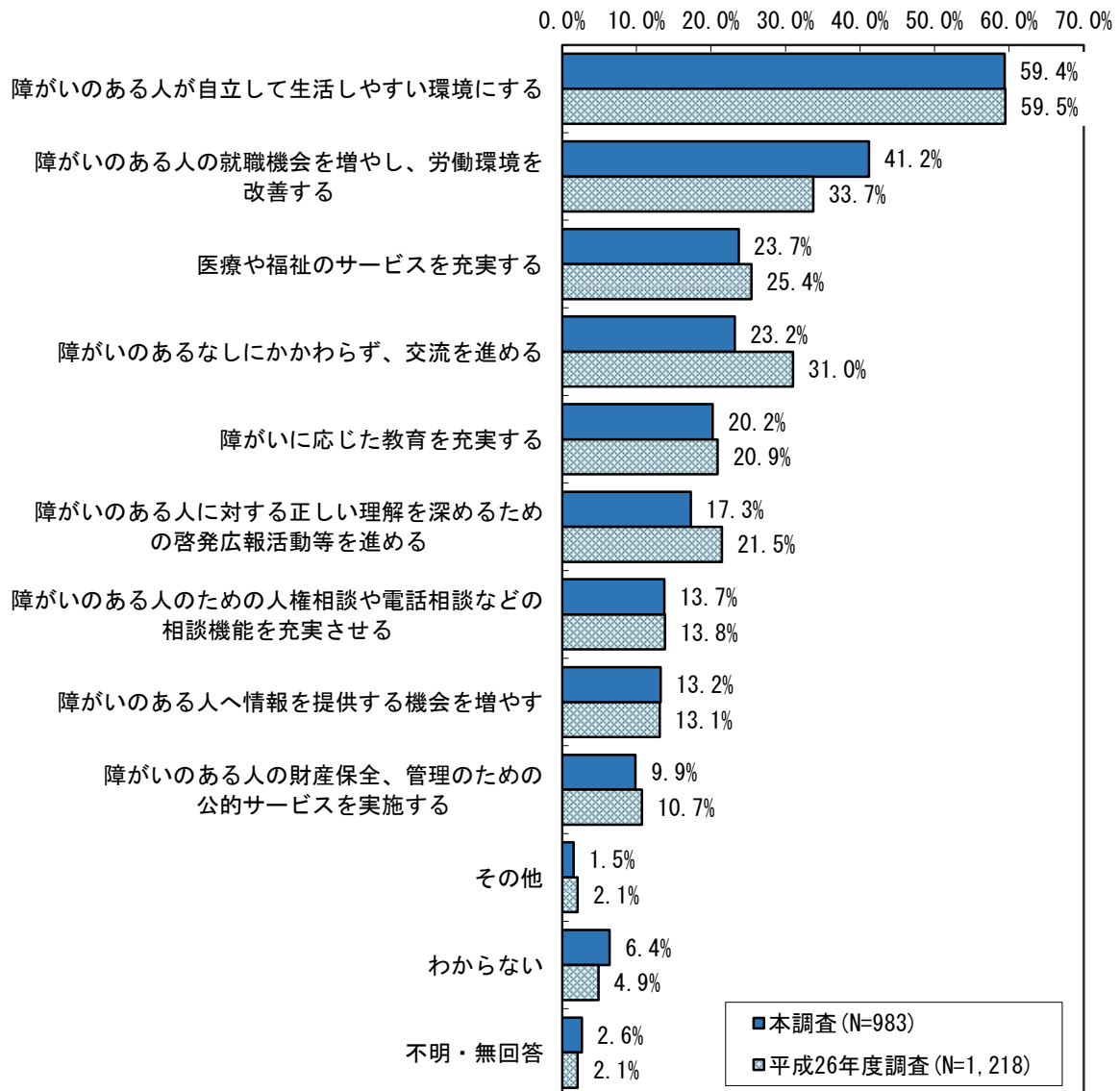
障がいのある人の人権に関する問題点は、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」（46.6%）、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」（31.9%）、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」（29.1%）の順に割合が高くなっています。

障がいのある人の人権に関する問題点



障がいのある人の人権を守るために特に必要なことは、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」（59.4%）、「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」（41.2%）、「医療や福祉のサービスを充実する」（23.7%）の順に割合が高くなっています。

障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと



【第4次指針の方向性】

- 「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。
- 子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます。
- 障がいのある人もない人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。
- 事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。
- 相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談体制の充実を図ります。

【関連する条例・計画等】

- ・第3次地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）
- ・障害者（児）福祉計画第7次中期計画（令和3年度～令和8年度）
- ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- ・交通バリアフリー基本構想（平成19年度～）
- ・芦屋市こころがつながる手話言語条例（平成29年度施行）
- ・障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和2年度施行）

3-5 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

この問題の解決のために、昭和44（1969）年以降33年間、3度にわたり特別措置法*を制定し、生活環境の改善、職業の安定、教育環境の整備などが進められ、差別を再生産するような状況は大きく改善されました。

しかし、いまだ結婚や交際に関する差別、特定個人や不特定者に対する誹謗中傷等の差別事象が起っています。また、インターネット上では、特定の地区を同和問題（部落差別）と関連した地区とする情報を流したり、書籍を販売しようとするなどいわゆる同和地区への居住の敬遠や心理面で差別を助長するような悪質な行為が起っています。

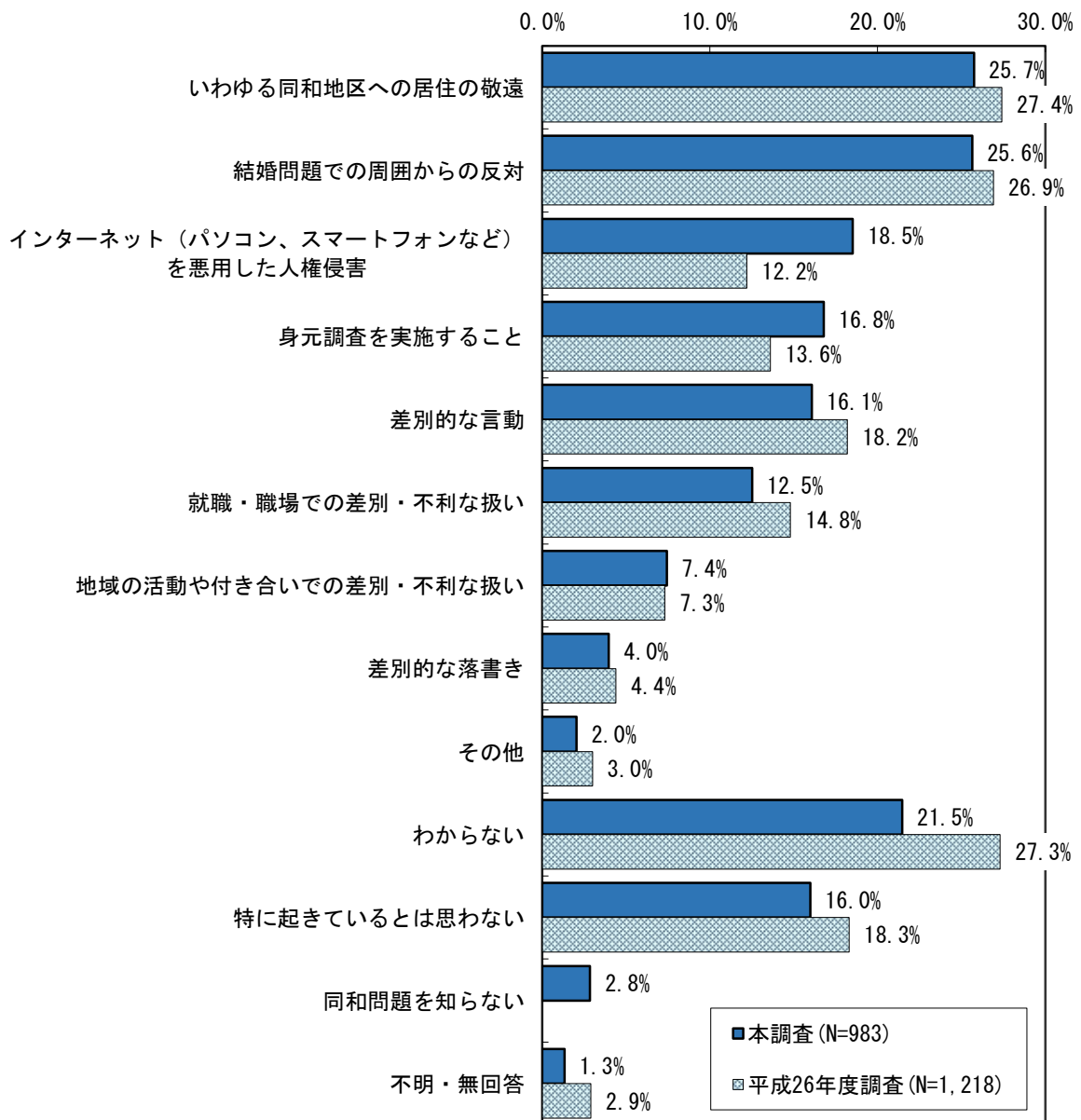
このような現状を踏まえ、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が成立し、部落差別（同和問題）の解消に関し基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実や教育、啓発を図るよう努めることが定められました。

本市では、人権啓発や住民交流のための拠点施設である上宮川文化センターを中心に、講演会の開催や相談事業などに取り組んできました。また、芦屋市人権教育推進協議会においても差別意識解消に向けた取組が続けられています。

【市民意識調査の結果】

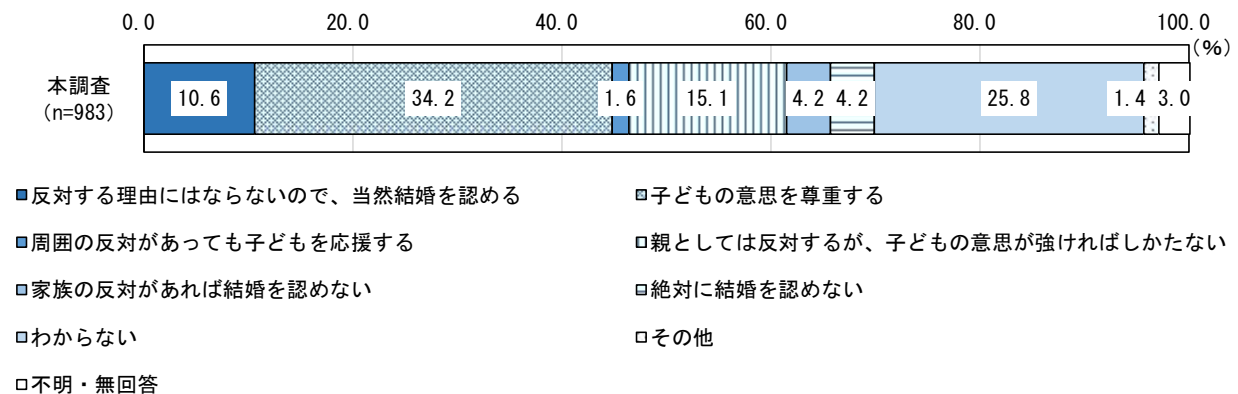
同和問題（部落差別）に関して起きている人権問題は、「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が25.7%で最も高く、次いで「結婚問題での周囲からの反対」が25.6%、「わからない」が21.5%と続いています。

同和問題(部落差別)に関して起きている問題点



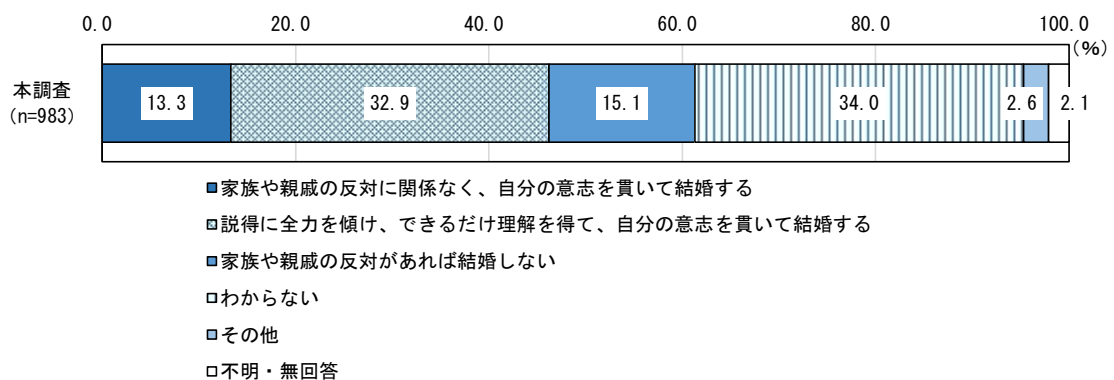
子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応は、「子どもの意志を尊重する」が34.2%、「わからない」が25.8%、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」が15.1%の順で割合が高くなっています。

子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応



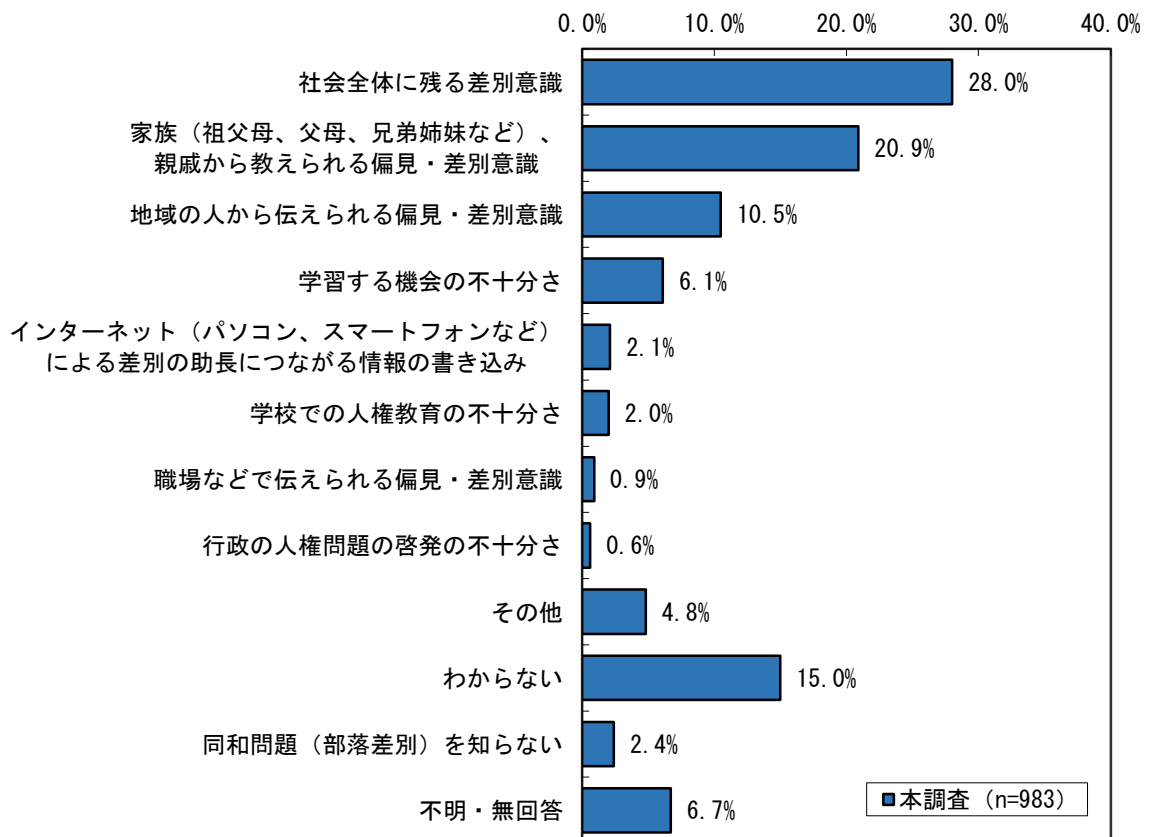
同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応は、「わからない」が34.0%、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が32.9%、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」が15.1%の順で割合が高くなっています。

同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応



同和問題（部落差別）が生じる原因や背景は、「社会全体に残る差別意識」が28.0%、「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識」が20.9%、「わからない」が15.0%の順で割合が高くなっています。

同和問題(部落差別)が生じる原因や背景



【第4次指針の方向性】

- 偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう啓発活動を進めます。
- 学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。
- 人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動を通して人権課題解決を図ります。
- 住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度*」の周知と適正な運用を行います。

3-6 外国人の人権

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、わが国に入国する外国人が長期的に増える傾向にある中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、住宅への入居を拒否されたり、就労に関して不利な扱いを受けるなど、様々な人権問題が発生しています。また、国籍や特定の民族の人々を排斥する不当な差別的言動であるヘイトスピーチやヘイトスピーチを伴うデモ等が公然と行われるようになってきたことなどを踏まえ、平成 28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

国籍や民族の違いを越え、互いの違いを認め合って理解を深め、共に暮らす多文化共生の地域社会を作っていくことが重要です。

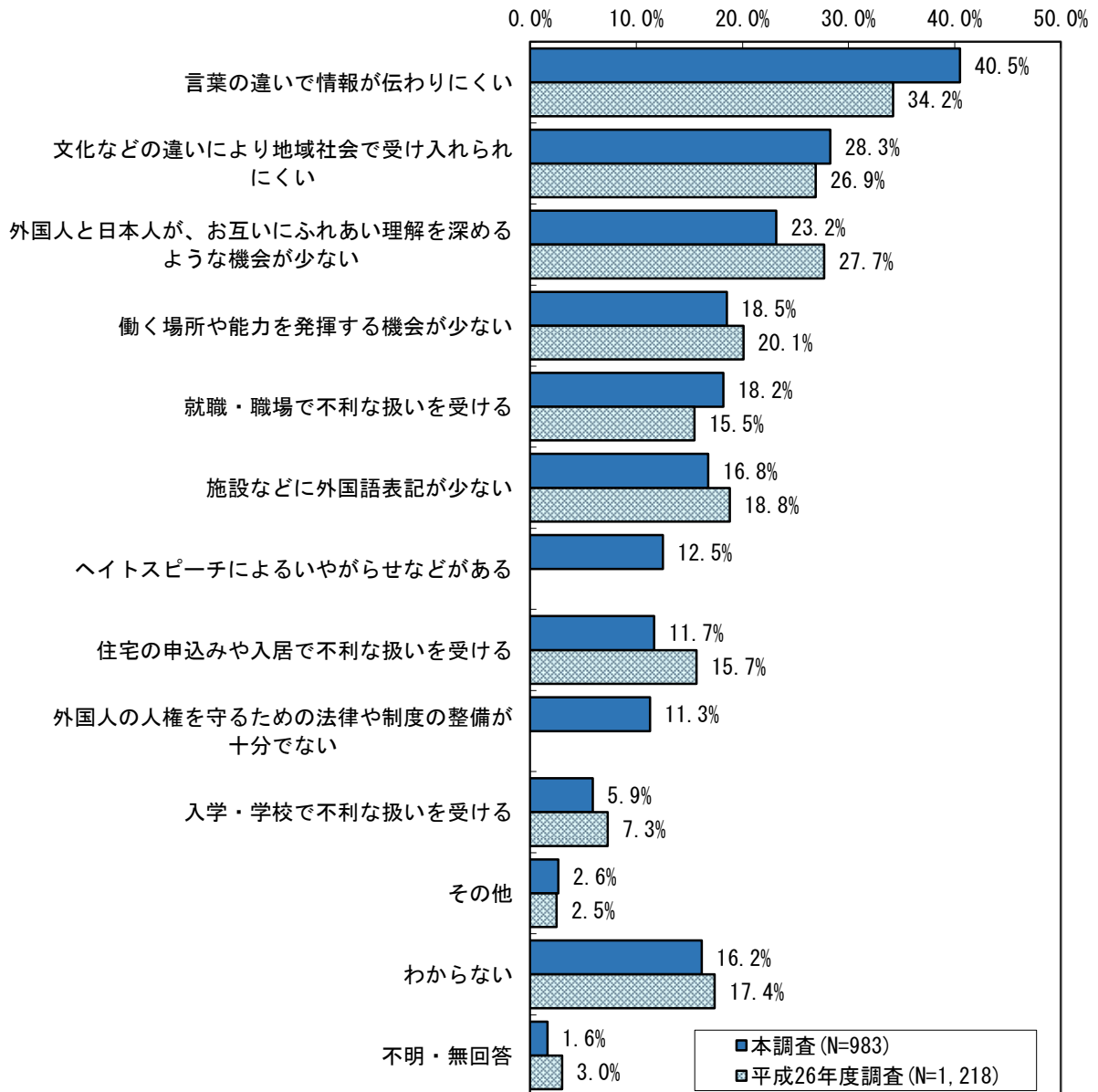
本市では、外国人に向けての日本語教室や異文化交流のほか、英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行や多言語による情報発信を行っています。

また、互いの人権を尊重し合う社会の構築を図るため、ヘイトスピーチは許されないという意識をより一層普及させるための広報・啓発活動に取り組む必要があります。

【市民意識調査の結果】

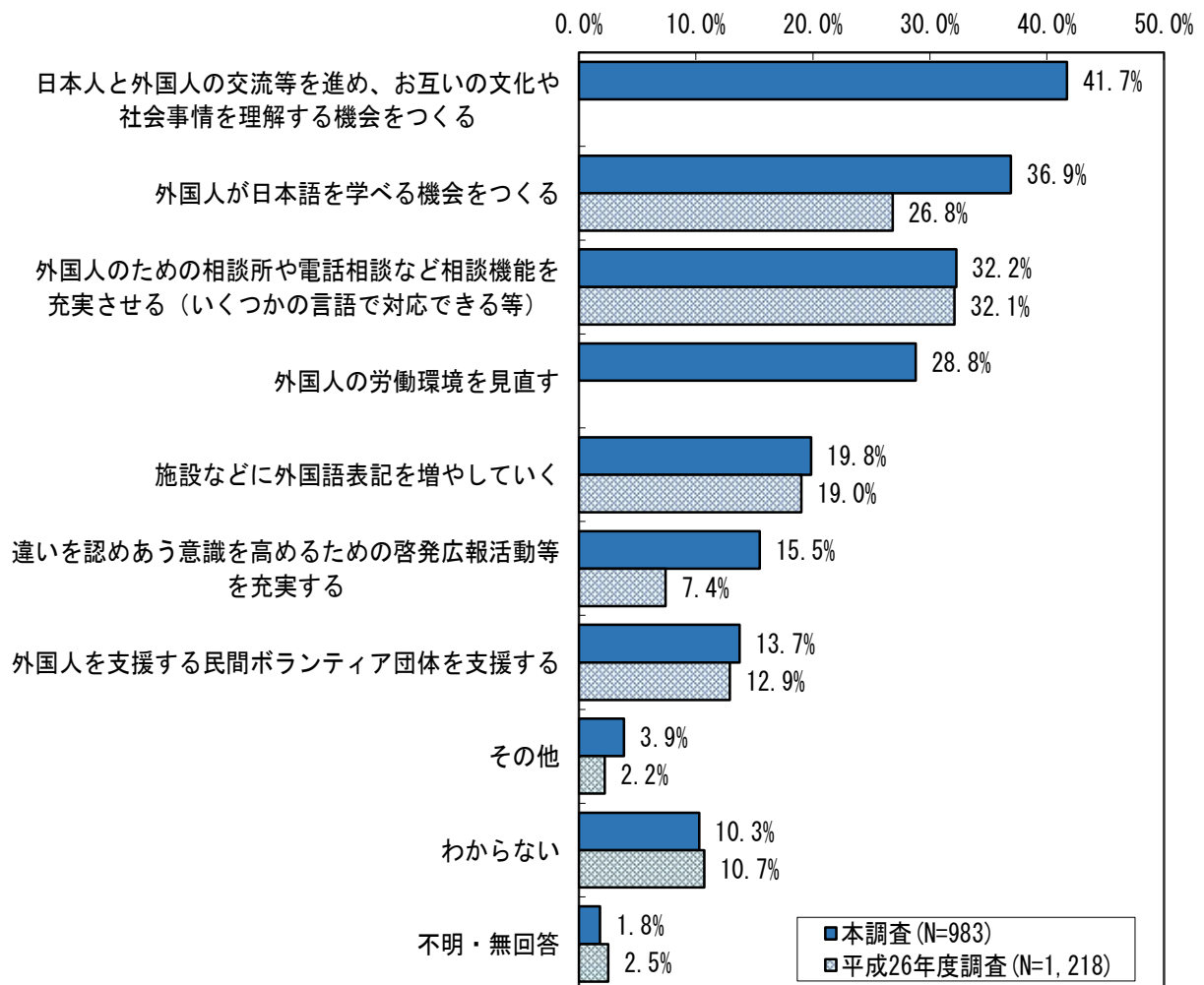
在住外国人の人権に関する問題点は、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が40.5%、「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が28.3%、「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」が23.2%の順で割合が高くなっています。

在住外国人の人権に関する問題点



在住外国人の人権を守るために特に必要なことは、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が41.7%、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が36.9%、「外国人のための相談所や電話相談など相談機能を充実させる（いくつかの言語で対応できる等）」が32.3%の順で割合が高くなっています。

在住外国人の人権を守るために特に必要なこと



【第4次指針の方向性】

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。
- ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。
- 外国人児童生徒等に関わる教育指針に基づき、すべての児童生徒等が互いに尊重し、外国人児童生徒等が自らの進路を切り拓いていける力を育みます。
- 子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を拡げます。
- 潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して異文化交流を進めます。
- 多言語による情報発信ややさしい日本語の普及などを通して、外国人にも理解しやすい情報提供に努めます。

3-7 情報化などに伴う人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネット上には特定の個人への誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別的な書き込み、いじめなど、人権侵害につながる情報が流されています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、同和問題（部落差別）に関する差別的な書き込みは、見た人に誤解や偏見を植え付けたり、差別を助長することにつながります。

インターネット上で公開した情報は世界中に流れますが、その特性上、一度公開された情報を完全に削除することが難しく、人権を侵害する情報や児童ポルノ、リベンジポルノ等の性的画像が投稿され、コピーが転々と流通することなどにより、将来にわたって永く被害に苦しむおそれがあります。

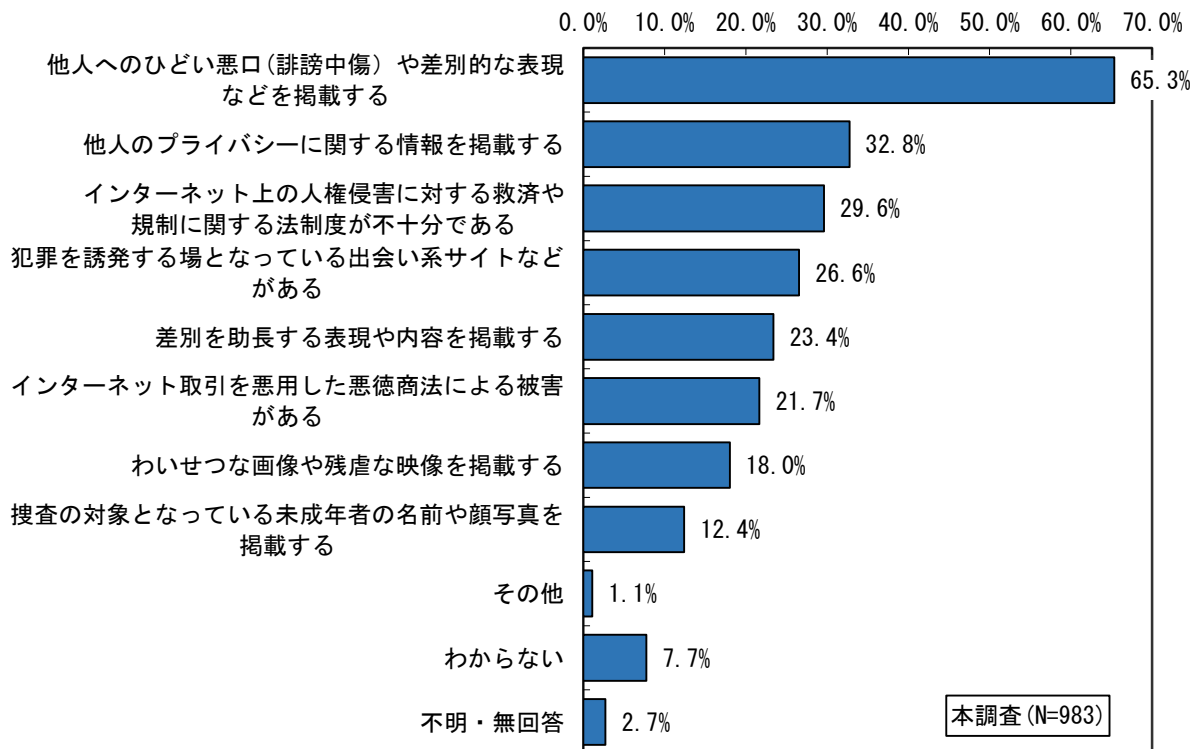
さらに、自殺を誘うような情報などインターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が、未成年者にも発生しています。

このような状況を踏まえ、国は平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）、平成 26（2014）年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）を施行し、インターネットによる人権侵害の啓発を推進していますが、依然として人権侵害は後を絶ちません。誰もが被害者になる危険性があり、使い方を間違えると加害者になる可能性もあることから、正しい知識を身に付け、自分で自分の身を守ることが大切です。

【市民意識調査の結果】

インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点については、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などを掲載する」が65.3%で最も高く、次いで「他人のプライバシーに関する情報を掲載する」が32.8%、「インターネット上の人権侵害に対する救済や規制に関する法制度が不十分である」が29.6%と続いています。

インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点



【第4次指針の方向性】

- 家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。
- インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。
- 市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。

3-8 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）の総称であるLGBTは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と異なる性別で生きる人または生きたいと思う人）の頭文字を取ったもので、LGBTのほかにも様々なセクシュアリティがあります。

調査では、人口の5%~8%いるという結果が出ています。

性的マイノリティは身近な存在ですが、無理解や偏見を恐れて家族・友人・職場の同僚などに伝えることができず、その存在に気付きにくいことから、周囲にはいないと考えたり、否定的なイメージを持つ人が少なからずおり、社会の理解が進んでいるとは言い難い現状です。

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）は、一人ひとり違っており、性的マイノリティだけを特別視するのではなく、すべての人に関連している問題であると認識することが大切です。

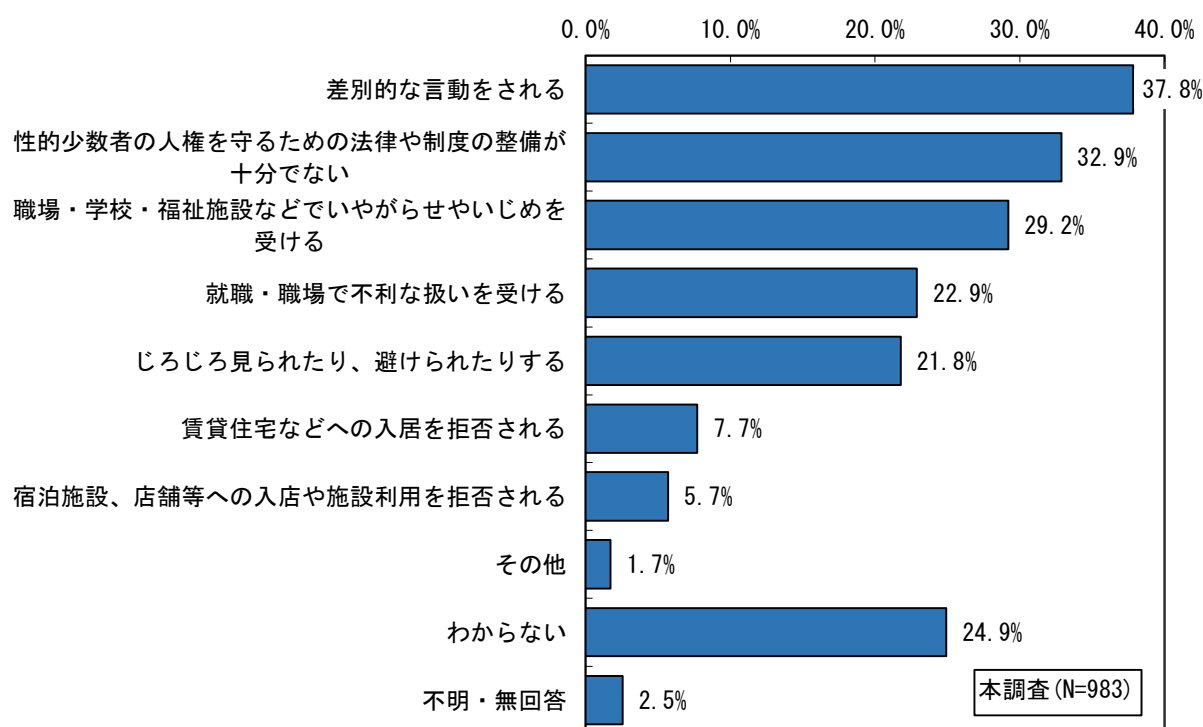
誰もが自分の性（セクシュアリティ[※]）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会を実現するために、性に関する正しい知識を身に付け、多様性に配慮した言動をすることが大切です。

本市では平成31（2019）年2月からLGBT電話相談の実施、令和2（2020）年5月に芦屋市パートナーシップ宣誓制度を開始し、LGBT等の性的マイノリティに対する社会の理解が進むよう取組を推進しています。

【市民意識調査の結果】

性的少数者（LGBT）の人権に関する問題点は、「差別的な言動をされる」が37.8%で最も高く、次いで「性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」が32.9%、「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が29.2%と続いています。

性的マイノリティ(LGBT)の人権に関する問題点



【第4次指針の方向性】

- 誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。
- 公文書等における不要な性別記載の削除を進めます。
- 性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。

3-9 HIVなどの感染者等の人権

【現状と課題】

HIV*とはエイズを引き起こすウイルスのことです。このHIVによって身体の免疫力が破壊され、本来なら自分の力で抑えることのできる病気（日和見感染症）を発症するのがエイズです。HIVは感染力が弱く、感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られます。握手をしたり、日用品を共用したり、プールやお風呂に一緒に入ったりするといった、日常生活の接触では感染しません。また、発症した場合でも、医療技術の進歩によってHIVの増殖を防いで感染症の進行を抑えることができるようになってきました。

しかし、エイズ患者やHIV感染者への正しい知識や理解の不足から偏見や差別意識が残っています。

ハンセン病*は、病原である「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。万一発病しても早期治療によって後遺症は残りません。

しかし、かつて国による隔離政策によって人々に誤った認識を与え、今なお病気や感染者に対する偏見や差別意識が残っています。国は平成20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を制定し、差別や偏見の解消に取り組んでいます。

令和2（2020）年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、感染した人がインターネット上で誹謗中傷されたり、感染者と同じ職場や学校に通う人、感染者の治療に取り組む医療従事者やその家族等が出勤や施設等の利用を拒否されるといった人権侵害が社会問題となっています。

感染者及びその家族や周囲の人に対する差別や偏見をなくすためには、感染症に関する正しい知識の普及・浸透によって一人ひとりの冷静な行動を促すことが重要です。

【第4次指針の方向性】

- 各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデー*やハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、啓発を進めます。
- 学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。

3-10 犯罪被害者などの人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けた経験をもちます。それだけでなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、あるいは周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害など、被害後に生じる二次的被害といわれる問題にも苦しめられる場合があります。被害者及びその家族には好奇の目を向けることや心ないうわさをすることなく、その立場に寄り添って人権を尊重し、再び平穏な生活が送れるよう生活全般にわたる必要な支援を行うことが重要です。

最近では、社会的な認識も高まり、警察や関係機関・団体等による支援活動が進められており、平成16(2004)年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が成立しました。また、平成28(2016)年の「第3次犯罪被害者等基本計画」では、自ら声を上げることが困難な性犯罪や児童虐待等の被害者に対する適切な支援についても基本方針と具体的施策が明記されました。加えて、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等に対する適切な支援についても基本方針に明記されました。

本市においても平成28(2016)年に「芦屋市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の方々が必要とする施策を総合的に推進し、被害の早期の軽減及び回復を図り、平穏な日常生活を営むための支援を行っています。

【第4次指針の方向性】

○犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。

3-11 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、根強い偏見や差別の意識があります。本人の努力にも関わらず、就職や住宅への入居に際して差別を受けたり、地域社会など周辺からの拒否的な感情に直面し、社会に居場所を持たず再び犯罪を重ねてしまう「負のサイクル」に陥るなど、更生と社会復帰を目指す人たちにとって厳しい環境があります。また、その家族や親族が差別的な扱いを受けることもあります。

刑を終えて出所した人が再び犯罪に至ることなく、社会の一員として自立した生活を送ることができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の理解と協力が必要です。

【第4次指針の方向性】

- 毎年7月の強調月間を中心に年間を通じて行われる「社会を明るくする運動」や予防活動を通して、犯罪や非行のない明るい社会を築くことの大切さについて理解を深めるよう啓発を図ります。
- 刑を終えて出所した人が更生への意欲を高め、再び社会の一員として活動できるよう、保護司や更生保護女性会などの役割や周囲の人々が社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるよう啓発を図ります。

3-12 その他の人権課題

3-1から3-11に掲げた人権課題以外にも、社会にはさまざまな人権課題があります。

◇ひとり親家庭等に関する問題

市民意識調査結果によると、関心のある人権課題として「母子家庭や父子家庭に関する問題」や「結婚していない母親やその子どもに関する問題」は増加傾向にあります。ひとり親家庭のうち特に母子家庭は、経済的に困難な状況に陥りやすい状況にあり、必要な支援が受けられるよう様々な支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。また、ひとり親家庭等への偏見により親子があらぬ噂をされたり、就職や結婚、入居等で差別を受けることがないよう、家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。

◇アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、日本における少数民族として、独自の言語と豊かな文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策*によって、就職や結婚などにおける偏見や差別を受けてきました。平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定され、アイヌの人々の人権を擁護する政策が推進されてきました。令和元（2019）年には、アイヌ文化振興法に代わる「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が成立し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。本市においても、国と協力し、啓発に努めます。

◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

国民の生命と安全に関わる重大な問題として、1970年代～1980年代にかけて多発した北朝鮮による日本人拉致があげられます。現在、17名が拉致被害者として政府により認定されており、そのうち5名の被害者が帰国しましたが、残された被害者の帰国は今なお叶っておらず、北朝鮮による基本的人権の侵害という重大な問題は未解決のままです。平成18（2006）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし啓発を行うなど、拉致問題に対する国民の認識を深める取り組みを推進し、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現を目指しています。本市においても、この問題について、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。

◇労働者等の人権

労働に関わる人権問題として、長期無業者や非正規雇用者の増加などに伴う格差や貧困の拡大、長時間労働など雇用・就業に関する問題があり、適切な相談窓口の周知に努めます。

第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが発達段階に応じながら、人権尊重の理念について理解を深め、家庭、学校、地域などの日常生活の場において、人権尊重の意識がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることが重要です。

4-1 家庭

【現状と課題】

家庭は、豊かな人権感覚を育み、自己と他者の尊厳について学ぶ原点といえます。しかし、近年の少子化、核家族化、地域におけるつながりの希薄化などにより、子育ての孤立化などから、家庭の中においてDVや児童虐待の人権侵害が深刻化しています。

また、家庭における固定的な性別役割分担意識により、いまだ家事や育児、介護の家庭的責任の多くを女性が担っている現実があります。

家庭が家族の誰にとってもあたたかく安らげる居場所であるためには、子どもも大人も一人ひとりが異なる人格を持つ尊い存在であり、家族であっても等しく人権が尊重されるべきことを認識し、お互いに思いやりを持って接することが大切です。

また、次世代を担う子どもたちに固定的な性別役割分担意識を継承することのないよう家事や育児、介護についてパートナーが互いに協力し取り組むことが重要です。

【第4次指針の方向性】

○家族が共に人権について学ぶ機会の充実を図るとともに、子どもや高齢者などの人権擁護、家庭における男女共同参画の意義などの教育・啓発を推進します。

○子育てに悩み、また情報を求める保護者や介護に悩む人などに対する相談・支援体制の充実を図ります。

4-2 学校等

【現状と課題】

子どもは、学校等における様々な学習や体験を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることを学びます。人権尊重の大切さを学ぶ学校において、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、本市では平成30(2018)年に「芦屋市いじめ防止基本方針」(平成26(2014)年策定)を改定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の整備に取り組んできました。

市民意識調査結果によると、人権を侵害された経験がある人のうち、「学校でのいじめや体罰」と回答した人は10歳代が25.0%、20歳代が42.9%となっており、10歳代、20歳代ともに平成26(2014)年度の調査より低くなっていることから^{注1}、引き続きいじめ防止対策を図るとともに、本市の教育方針である命と人権を大切にす教育の充実に取り組むことが大切です。

「第3期芦屋市教育振興基本計画」では、・・・取り組むこととしています。

注1 平成26年度調査では「学校でのいじめ」と回答した10歳代は42.9%、20歳代は50.0%。

【第4次指針の方向性】

- 子どもたちの発達段階に配慮しつつ、人権尊重の心と態度を育む教育を充実します。
- PTAでの人権学習会実施など、保護者に対する働きかけを行います。
- 家庭や地域社会と連携して、また校種間の連携によって子どもたちを見守るとともに、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を図ります。
- 幼児・児童・生徒と、障がいのある人、高齢者、外国人などとの交流を積極的に行い、一人ひとりを大切にすることや多様性への理解を促す機会を充実します。
- 教職員の人権研修を充実します。

4 - 3 地域

【現状と課題】

高齢化や人口減少が進み、日々の暮らしの中で人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。

このような社会を実現するためには、差別や排除のない明るい地域社会をつくっていくことが不可欠です。しかし、市民意識調査結果によると、人権を侵害された経験がある人のうち、「地域での暴力・脅迫・無理じい・仲間はずれ」と回答した人は6.4%となっており、前回(8.5%)より減少しているものの、誰にとっても安全に安心して暮らせる地域社会とは言えない現状が続いています。

地域は、日常生活や地域活動を通じて様々な人権課題についての理解を深め、実践していく場です。地域における身近な生活課題を「わが事」として受け止め助け合い、支え合う共生の心を育むとともに、地域に暮らす人々の多様性を理解し、差別や偏見により排除することなく誰もが個性や能力を発揮して主体的に参画できる地域社会を築いていくことが大切です。

【第4次指針の方向性】

- 社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。
- 出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の共生力を高めます。
- 地域での行事・イベントなどを活用した啓発活動を推進します。

4 - 4 事業所

【現状と課題】

企業や各種団体などの事業所は、社会の一員として地球環境や人権に配慮する責任を負い、また社会貢献活動への期待を担う存在です。また、従業員に対する経済的責任を有するとともに、就業条件や就業環境において人権尊重が反映されなければなりません。しかし、市民意識調査結果によると、人権を侵害された経験がある人のうち、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」と回答した人が44.3%となっており、前回（27.1%）より増加しています。

近年、日本経済の持続的成長にとってダイバーシティ経営*が不可欠となっており、性別、年齢、出身地、障がいの有無、国籍の違いを超えて様々な人が企業や各種団体などの事業所の仕事に従事しています。また、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが希望する働き方も多様化しており、より柔軟な働き方が求められています。

そのためには企業等の事業所においては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保を図っていく必要があります。また、様々な背景や価値観を持つ人々が共に安心して働くためには、差別や偏見の発生を防ぐ必要があります。法令遵守のもと、ハラスメント防止の取り組みなどについて、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

【第4次指針の方向性】

- 経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。
- 研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。

4-5 職員等の意識向上

(1) 職員の意識向上

【現状と課題】

豊かな人権文化を育む市政を推進するためには、すべての職員が自らの職務に止まらず、自身の生活などすべての場面において人権について関心を持つ姿勢を常とし、そのことから豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組むことが大切です。

平成28(2016)年度から職員の人権意識の向上を図ることを目的に、各職場に人権リーダーを設置し、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組んでいます。

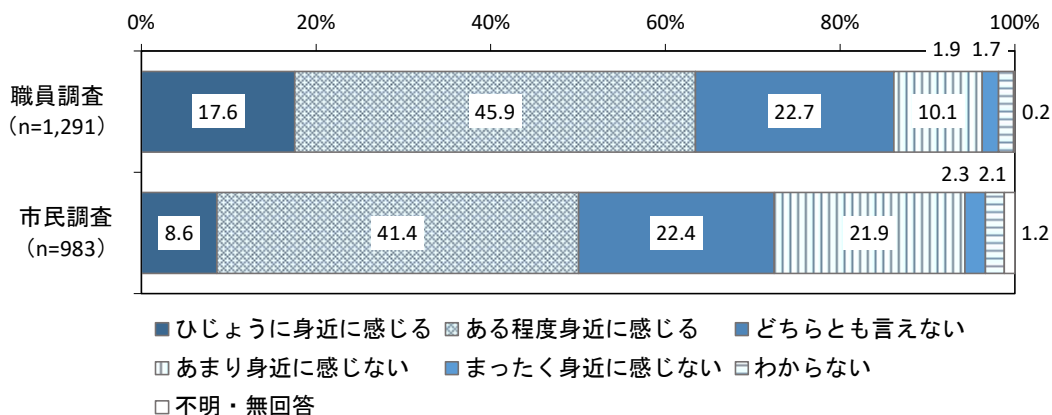
人権についての職員意識調査において、受けた人権侵害の内容では、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」が50.9%で最も高く、前回調査と比較して14.5ポイント高くなっています。また、重大なパワー・ハラスメント事案も発生しています。

ハラスメント行為は、重大な人権侵害であり、職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招くだけでなく市民サービスの低下にもつながります。再発防止を図るためには、各部署における職員間の信頼関係を構築し、コミュニケーションを高め、明るく働きやすい職場環境をつくっていく必要があります。

【市職員に対する意識調結果】

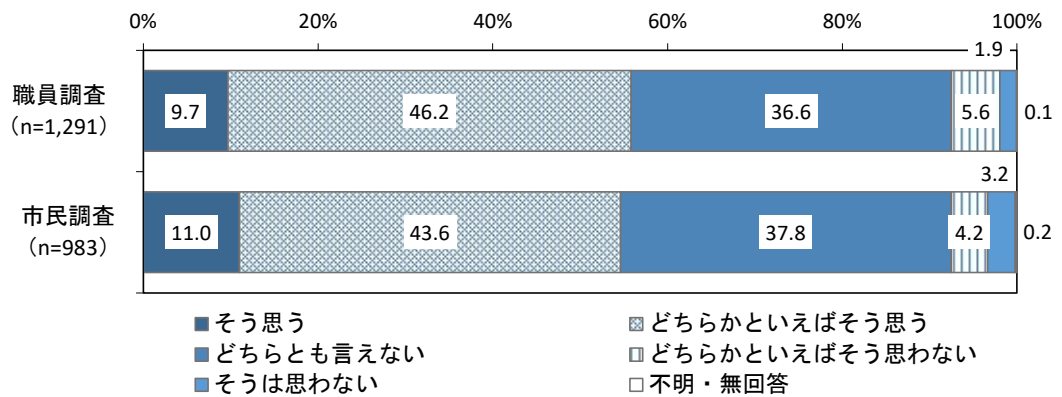
人権を身近に感じる程度については、「ある程度身近に感じる」が45.9%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が22.7%、「ひじょうに身近に感じる」が17.6%と続いており、『身近に感じる』（「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計）は63.5%となっています。

人権を身近に感じる程度



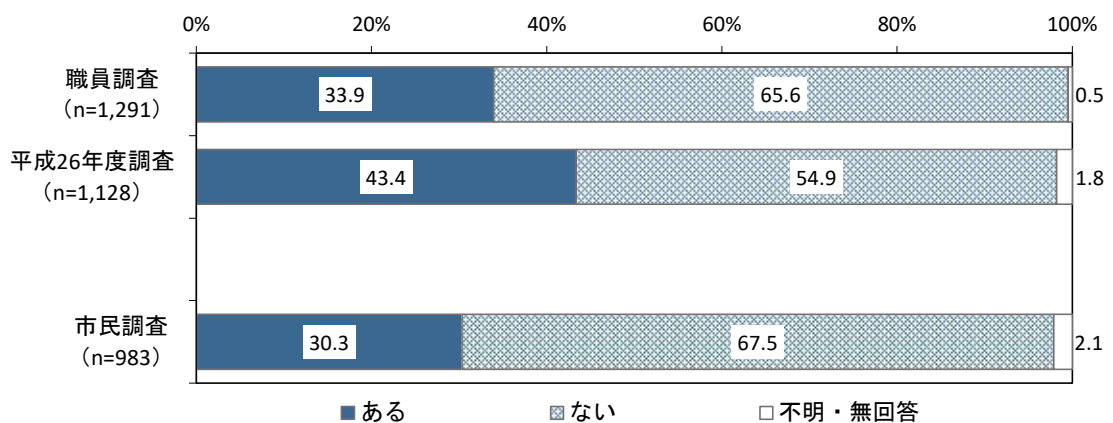
芦屋市は人権が尊重されているかは、「どちらかといえばそう思う」が46.2%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が36.6%、「そう思う」が9.7%と続いており、『そう思う』は55.9%となっています。

芦屋市は人権が尊重されているか



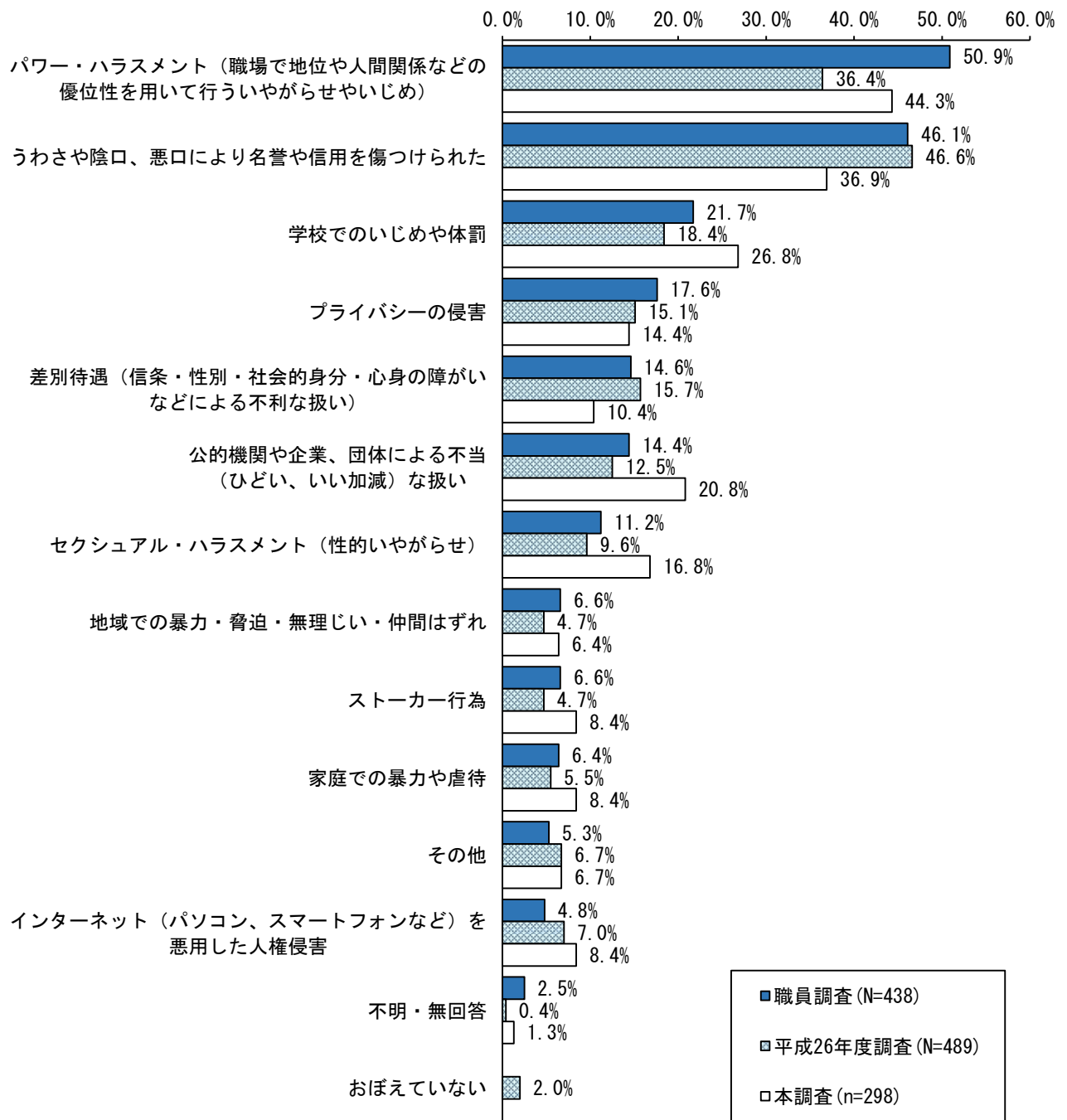
人権を侵害された経験については、「ない」が65.6%、「ある」が33.9%となっています。

人権を侵害された経験



受けた人権侵害の内容については、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」が50.9%で最も高く、次いで「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」が46.1%、「学校でのいじめや体罰」が21.7%と続いています。

受けた人権侵害の内容



【第4次指針の方向性】

- 新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。
- 管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。
- 「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制の充実に努めます。

(2) 特定事業従事者の意識向上

【現状と課題】

教職員、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員などは、その業務を通じ、健康状態や生活実態など市民のプライバシーに触れる機会が多く、また人としての尊厳を十分に尊重すべき立場にあることから、より一層人権に対する配慮が求められます。

【第4次指針の方向性】

- 教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。
- 福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。

第5章 本指針の総合的効果的な推進

5-1 事業計画の策定と評価

人権教育・人権啓発に関する具体的な施策については、進行管理調書を作成し、各施策に対する目標を定め、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮ります。

5-2 推進体制

市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、人権教育・啓発の総合的・計画的推進を図るための総合調整を行い、各部局においては、本指針に掲げた人権課題の方向性に沿って施策を進めていきます。近年、人権課題は多様化・複雑化・巧妙化していることから、県や他市等との連絡調整や庁内外での人権教育・人権啓発に係る情報共有を図るとともに相互の連携を強化します。

5-3 市民・職員意識調査の実施

定期的に「人権についての市民意識調査」、「人権についての職員意識調査」を実施し、市民の方や職員が人権課題に対してどのような認識をしているのかを把握し、施策の推進や指針の改定の際の参考とします。

5-4 指針の期間と見直し

この総合指針の期間を、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて内容を見直すものとします。

用語解説

(見出し語の後のカッコ内数字は初出ページ)

成年後見制度(4)

精神上的の障がい(知的障がい, 精神障がい, 認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益をこうむらないよう, 本人の行為の代理または行為を補助する人を家庭裁判所が選任する制度。

ユニバーサルデザイン(7)

文化・言語・国籍の違い, 性別や年齢の違い, 障がいの有無などに関わらずだれもが利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

ワーク・ライフ・バランス(15)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き, 仕事上の責任を果たすとともに, 家庭や地域生活などにおいても, 子育て期, 中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。仕事と生活の調和。

ドメスティック・バイオレンス(DV)(13)

親密な関係にある, またはあった配偶者やパートナーなどの中での身体的・精神的・性的・経済的な暴力のこと。

デートDV(13)

恋人同士や交際中のカップルなどの中で起こる暴力で, 相手に対して力を持ち, 支配しようとする行為。

ヤングケアラー(17)

本来, 大人が担うような家族の介護や世話をすることで, 自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと。

バリアフリー(28)

障がい者, 高齢者などの社会的弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

特別措置法(29)

同和問題(部落差別)解決のため, 昭和44(1969)年以降33年間, 3度にわたり制定された特別措置法。同和对策事業特別措置法(同対法)(昭和44(1969)~57(1982)年), 地域改善対策特別措置法(地対法)(昭和57(1982)~62(1987)年), 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)(昭和62(1987)~平成14(2002)

年)。

本人通知制度(32)

本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために住民票や戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。本市では、平成 26 (2014) 年 7 月から導入。

セクシュアリティ(39)

「生物学的 (Sex)」、 「社会的・文化的性 (Gender)」、 「性自認 (Gender Identity)」、 「性的指向 (Sexual Orientation)」、 「性表現 (Gender Expression) など性的なあり方に関わること全般を指す。

HIV(エイズウイルス)(41)

人の免疫細胞に感染してこれを破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群 (AIDS) を発症させるウイルス。HIV 感染者とは、抗体検査によって HIV が確認されているが感染症を発症していない人のこと。

ハンセン病(41)

らい菌によって末梢神経や皮膚が冒される感染症。感染力が弱く、現在では治療法が確立されている。

世界エイズデー(41)

昭和 63 (1988) 年に、世界保健機関 (WHO) は 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、この日に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

同化政策(44)

ある国が先住民族等に対してその民族固有の慣習や文化を禁止したり自国の言語を強制したりすることなどにより、自国の生活様式や思想などに同化させようとする政策。

ダイバーシティ経営(48)

性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・心情、価値観、キャリアや経験、働き方など多様な属性の違いを活かし、個々の能力を最大限に引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して全社的かつ継続的に進めていく経営上の取組。